

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画は、全ての子どもと若者たちが個性を尊重され、権利を守られながら健やかに成長し、それぞれの望みになかった「自分色の未来」を自ら実現していきける社会をつくるためのものです。

対象が子ども、若者、子育て当事者、声を届けにくい・聴かれにくい子どもや若者などと幅広く、教育・保育、保健、医療、福祉、まちづくりといった多岐にわたる分野の取組を総合的に進めていく必要があることから、庁内においては関係各部署が綿密な連絡調整を図り、横断的に取組を推進します。

また、行政だけでなく、地域におけるさまざまな主体の関わりが重要であり、家庭をはじめ、教育・保育施設、学校、地域活動団体や地域における支援の担い手、その他関係機関・団体等に対し、積極的な情報開示と情報提供を行いながら、佐賀市ぐるみの連携・協働により計画を推進します。



子ども版パブリックコメント（意見の募集）

子ども計画をつくるにあたり、子どもたちや若者のみなさんの声を聞くため、子ども版パブリックコメントを実施しました。

子どもまんなかNEWSを通して計画の内容を伝え、感想や意見を募集したところ、子どもたちは、2,139件の声を届けてくれました。

意見はフィードバック資料としてまとめ、子どもたちに意見への回答を返しました。

- ・「わかりやすい」
- ・「佐賀市がよくなると思う」
- ・「安心して過ごせる場所がほしい」 など

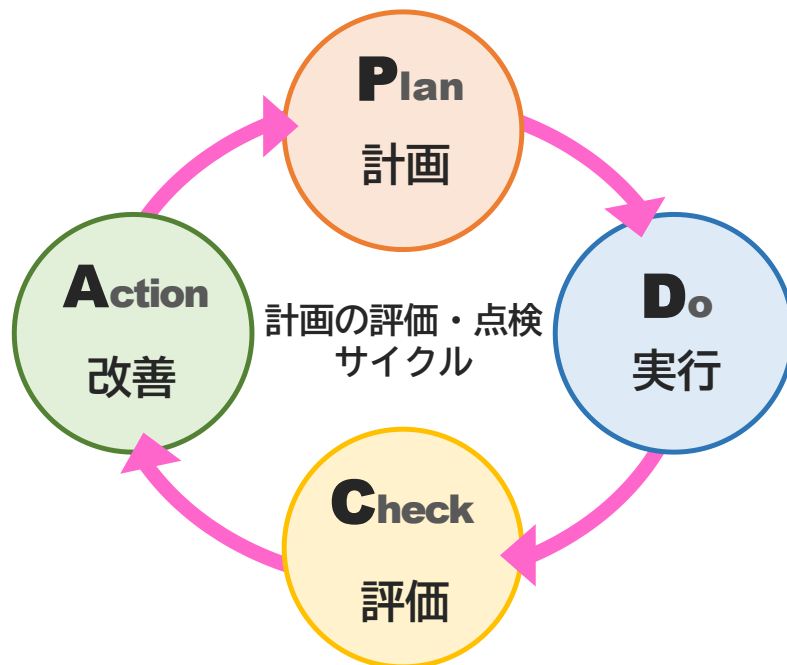
子どもたちから率直な声があり、今後の取組や情報発信に活かしていきます。



2 計画の進捗管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況や成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、「佐賀市子ども・子育て会議」において、年度ごとにPDCAサイクル【Plan(計画)－Do(実施・実行)－Check(検証・評価)－Action(改善)】のプロセスを踏まえた計画の進捗管理に努めるとともに、計画の当事者である子どもや若者、保護者等へのアンケートなどを行い、取組の改善や見直し、新たな取組の検討を行います。



資料

1 計画策定の背景

全国的に進行する少子化への対策をはじめとして、国は、こどもに関する施策の充実に取り組んできました。しかし、出生数・こどもの数ともに減少が続き、児童虐待や不登校の状況は各地で増加傾向にあるなど、こどもを取り巻く状況は複雑なものとなっています。

ここでは、本計画策定の背景として、これまでのこどもを取り巻く社会情勢や国の取組をふりかえります。

1 少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり

平成15年
少子化社会対策
基本法、次世代
育成支援対策推
進法

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、こどもたちの育成を社会全体で支援する新たな取組が示されました。

2 子ども・子育て支援新制度

平成24年
子ども・子育て
関連3法

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前のこどもの教育・保育や地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。一方、「次世代育成支援地域行動計画」は策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

市では、平成27年に「第1期佐賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年に第2期の同計画、令和7年に令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期佐賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

3 こどもや若者を取り巻く動向

平成22年
子ども・若者
育成支援
推進法

平成22年4月、こども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、全てのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指す取組が進められることになりました。

平成26年
子どもの貧困対策の推進に関する法律

こどもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策法は、令和元年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

平成26年
母子及び父子並びに寡婦福祉法

ひとり親家庭への支援については、「母子及び寡婦福祉法」が平成26年10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改められ、父子家庭への支援が拡大されて、ひとり親世帯への就業・自立に向けた総合的な施策へと支援の充実が図られています。

市では、平成21年に「第一次佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画」、平成27年に第二次、令和2年に第三次、令和7年に第四次の同計画を策定しています。

平成28年
改正障害者総合支援法・改正児童福祉法

障がいのあるこどもへの対応については、平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(改正障害者総合支援法)」と「児童福祉法の一部を改正する法律(改正児童福祉法)」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障がい児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

市では、「第7期佐賀市障害福祉計画」と一体的に、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「第3期佐賀市障害児福祉計画」を策定しています。

平成28年
児童福祉法改正

児童虐待については、平成12年、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成23年5月の民法・児童福祉法等の改正後、平成28年6月の児童福祉法改正等で社会的養育の推進・児童虐待防止対策に係る強化が図られました。

令和2年
新子育て安心プラン

待機児童対策では、平成29年成立の「子育て安心プラン」が令和2年12月には「新子育て安心プラン」となり、さまざまな待機児童解消への取組強化策が打ち出されています。

令和5年
放課後児童対策パッケージ

放課後児童クラブの待機児童の早期解消や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等のため平成30年に通知がなされた「新・放課後子ども総合プラン」は、令和5年度で終了しました。引き続き、放課後の居場所の確保が必要であるため、令和5年12月、こども家庭庁と文部科学省では、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめました。

令和7年
自殺対策基本法

令和7年6月に「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が成立・公布されました(一部を除き令和8年4月1日施行)。近年、こどもの自殺者数が増加傾向にある状況等に鑑み、こどもの自殺対策は社会全体での取組を基本として行わなければならないこと等が基本理念に明記されています。

4 深刻な少子化の進行

令和6年
少子化対策関連
法案が成立

令和6年6月5日、少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額の増額による拡大がされ、また、親の就労に関係なく子どもを預けられる「子ども誰でも通園制度」を令和8年4月から全国で開始することなどが定められています。

令和6年
出生数が過去最
低に

令和7年9月の厚生労働省の発表によると、令和6年の出生数は68.6万人と前年より4.1万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.15と令和5年の1.20からさらに低下しました。昭和22年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで9年連続となります。

5 こども施策の新たな推進

令和5年4月
こども家庭庁
こども基本法

国は令和5年4月にこども家庭庁を創設し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行しました。同法は、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

令和5年12月
こども大綱

令和5年12月には「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各大綱を一元化した「こども大綱」が閣議決定されました。

令和6年4月
改正児童福祉法

令和6年4月には「改正児童福祉法」が施行され、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

市では、妊娠期から子育て期の不安や悩みに対し切れ目のない支援を行うこども家庭センターを令和7年4月に設置し、「母子保健」「児童福祉」「こどもの発達支援」「ひとり親・女性」等に関する相談支援を行っています。

令和6年5月
こどもまんなか
実行計画 2024

令和6年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像とアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画2024」が決定されました。

令和7年6月
こどもまんなか
実行計画 2025

令和7年6月には「こどもまんなか実行計画2025」が策定され、こども大綱の6つの基本方針のもと、特に「困難に直面するこども・若者への支援」「未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進」「『こどもまんなか』の基礎となる環境づくりの更なる推進」の3領域に重点的に取り組む方向性が示されています。

2 こども計画に関わる「こども基本法」

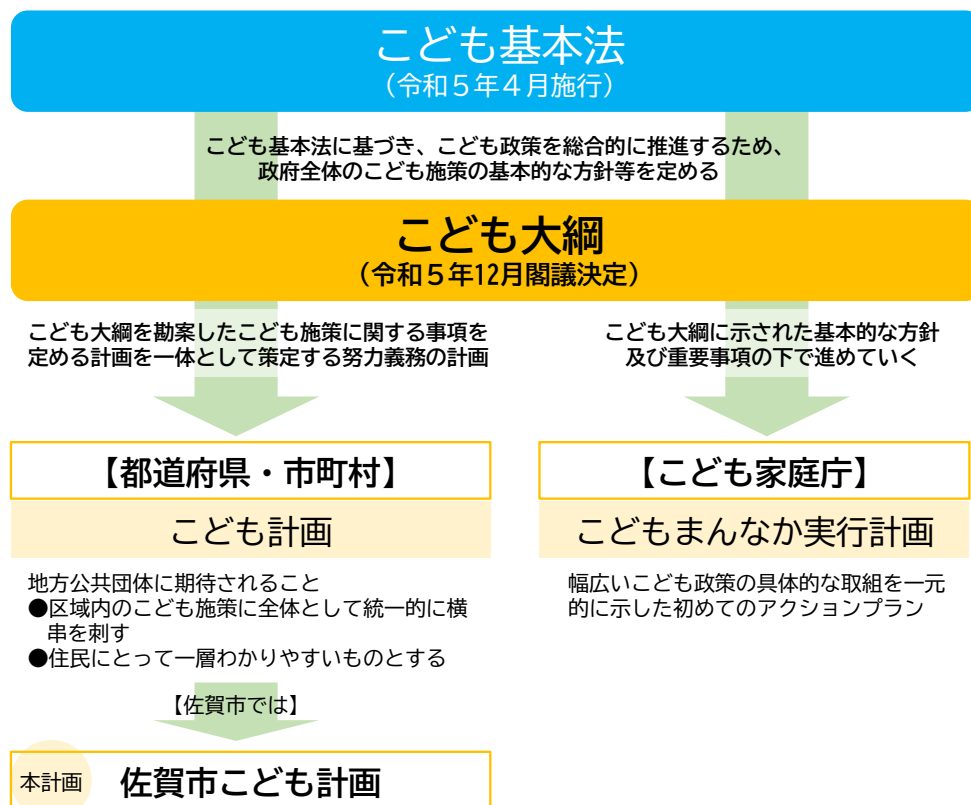
本計画策定の大きな背景の1つとして「こども基本法」の存在があります。「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

同法は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。また、同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども施策へのこども等の意見の反映などについて定めています。

▼こども施策の推進に向けた6つの基本理念

1. 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言うことができ、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

▼こども基本法とこども大綱、こどもまんなか実行計画の関係性



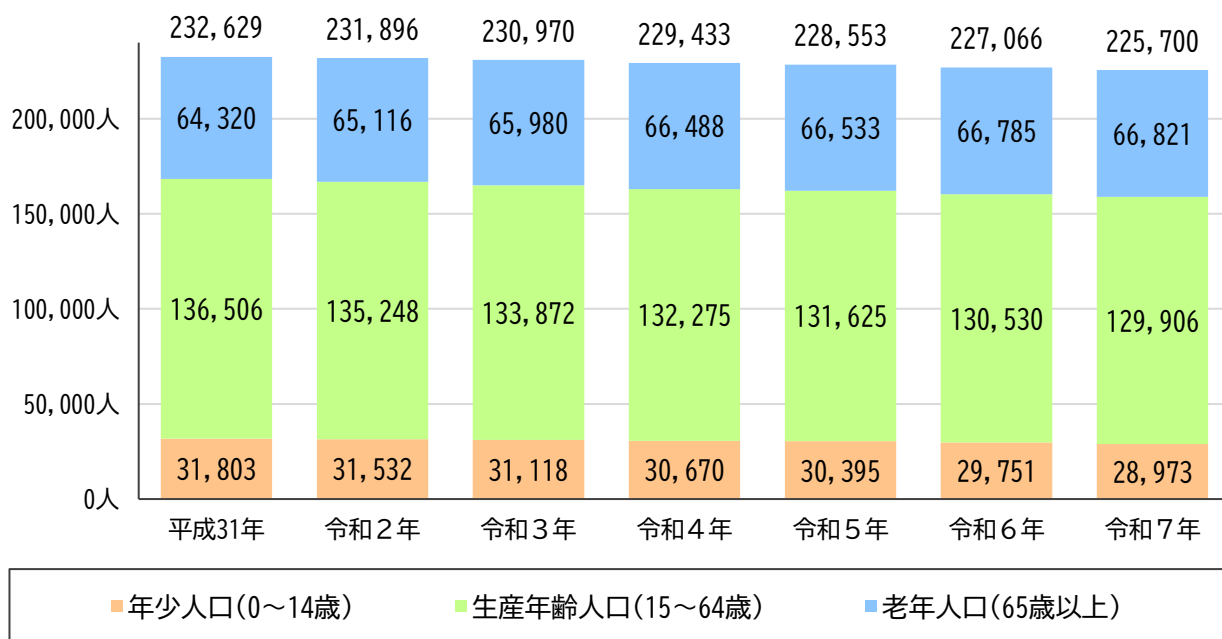
3 統計データ等からみる状況

1 人口、世帯

(1) 総人口・年齢層別人口

総人口は令和7年まで継続的な減少傾向となっており、令和7年においては225,700人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は継続的な減少傾向、老年人口(65歳以上)は継続的な増加傾向となっています。

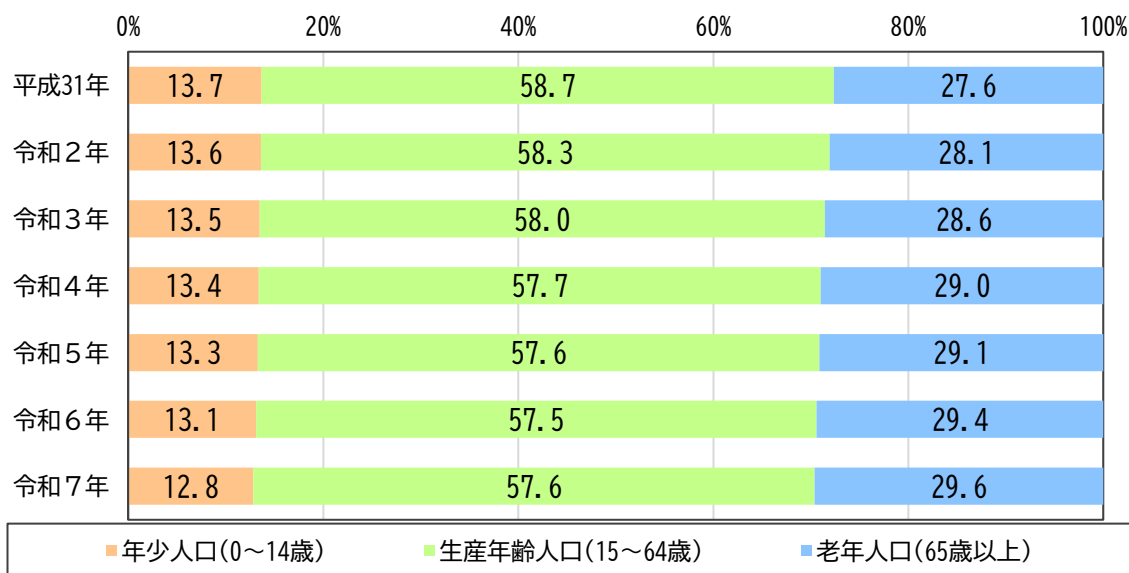
▼年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

総人口に占める各年齢層の割合をみると、年少人口は平成31年の13.7%が令和7年の12.8%へと下降し、老年人口は平成31年の27.6%が令和7年の29.6%へと上昇しています。全国的にみられる少子高齢化の傾向が、佐賀市においても緩やかながらみられます。

▼年齢3区分別の人口割合の推移

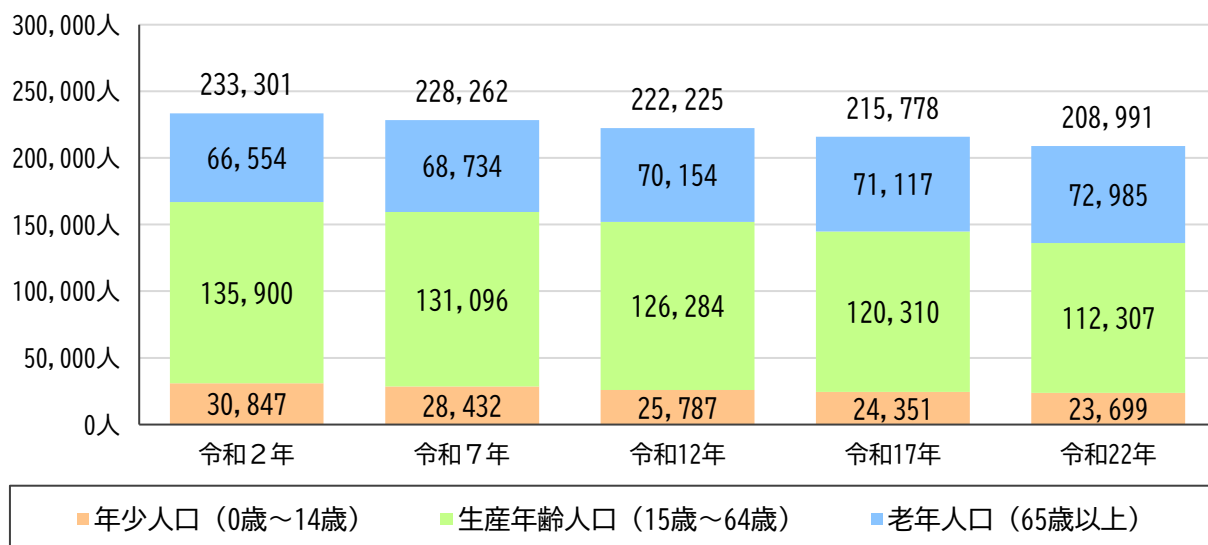


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 将来推計人口

将来推計人口は、総人口、年少人口及び生産年齢人口が減少傾向、老年人口は増加傾向となり、将来も少子高齢化が進行すると見込まれます。

▼将来推計人口



資料：国立社会保障・人口問題研究所（令和2年は国勢調査による実績値）

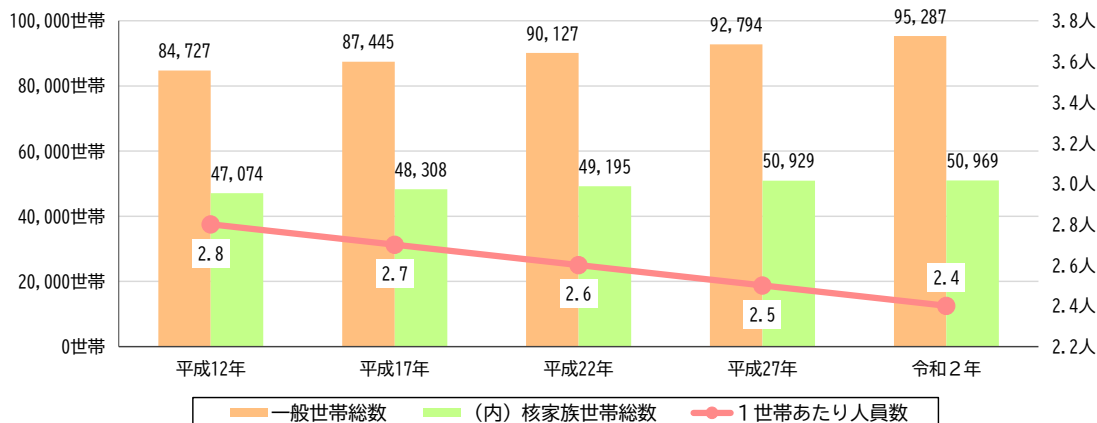
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 資料

(3)世帯数と1世帯あたり人員

一般世帯数は平成12年から令和2年まで継続的に増加しています。一般世帯のうち核家族世帯の総数も継続的に増加しています。

1世帯あたりの人員数は、平成12年の2.8人から令和2年の2.4人まで継続的に減少しています。

▼世帯数と1世帯あたり人員数の推移

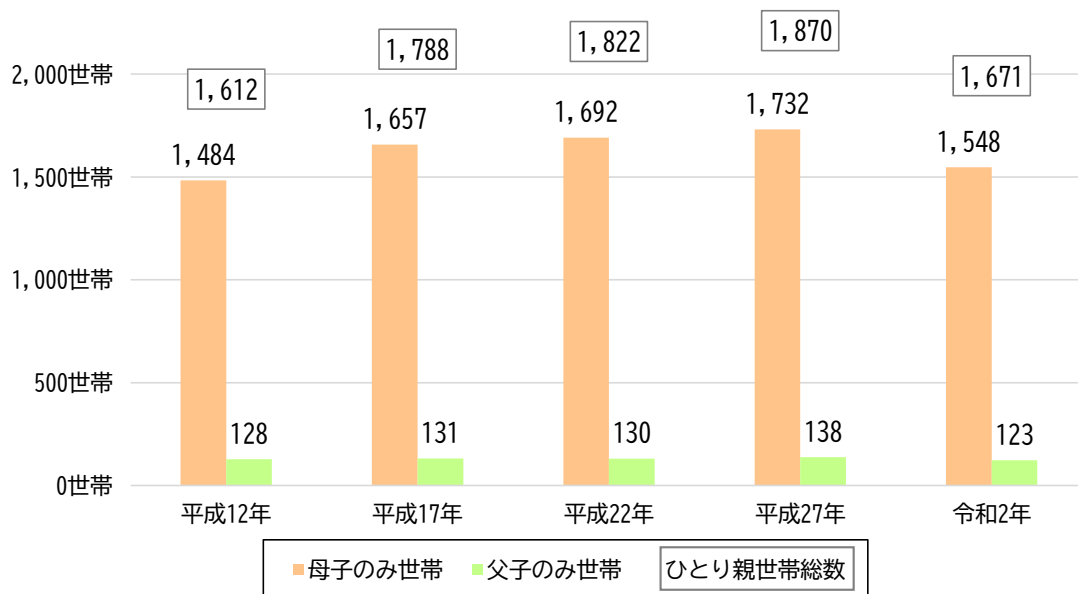


資料：国勢調査（各年）

(4)ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯の総数及び母子のみ世帯は平成27年まで継続的に増加し、令和2年には減少、父子のみ世帯は年により増減があり、平成27年に138世帯、令和2年には123世帯となっています。

▼ひとり親世帯数及び母子のみ世帯数と父子のみ世帯数の推移

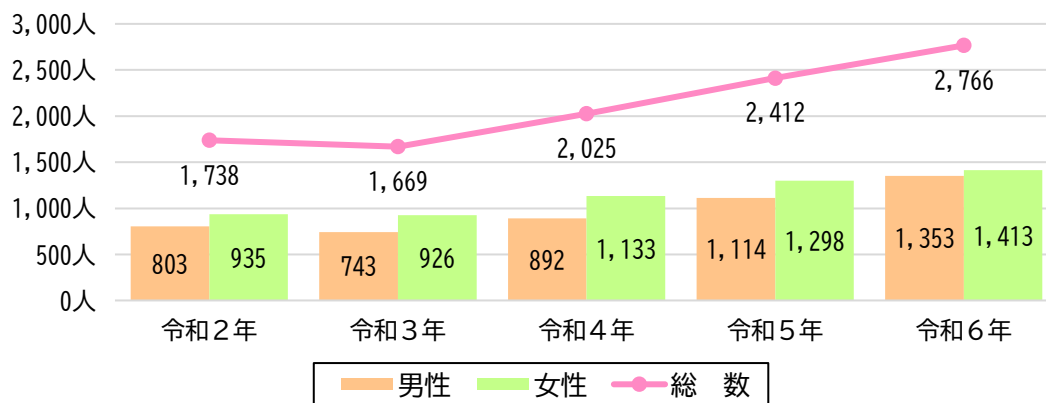


資料：国勢調査（各年）

(5)外国人人口

住民基本台帳による外国人の人口総数は令和2年から令和3年にかけて減少しましたが、その後令和6年までは継続的に増加しています。性別では、各年とも男性より女性の方が多くなっています。

▼外国人人口の推移



資料：佐賀市統計データ（住民基本台帳 各年9月30日現在）

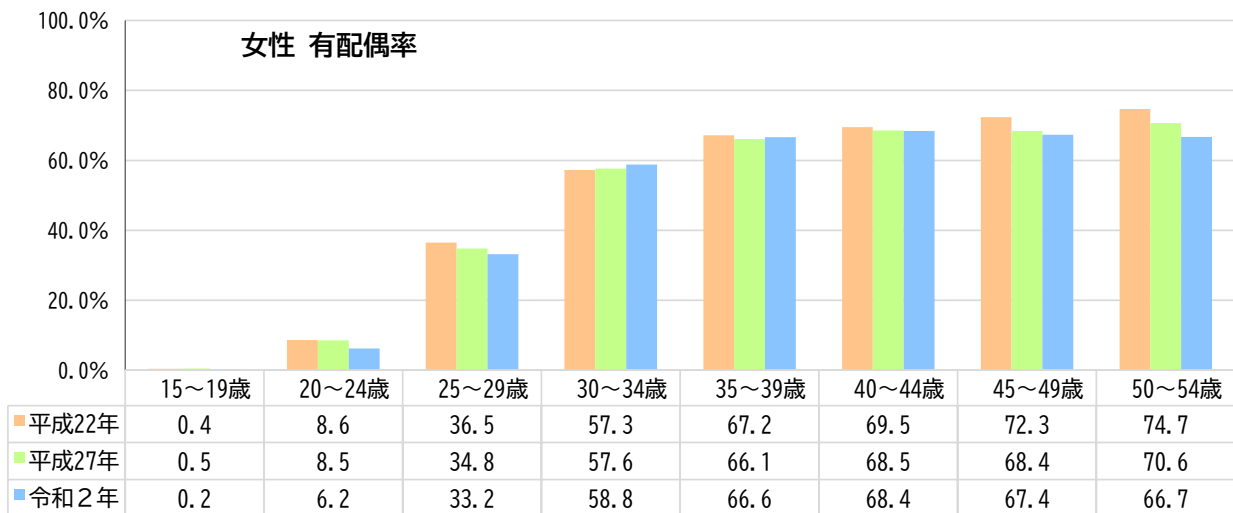
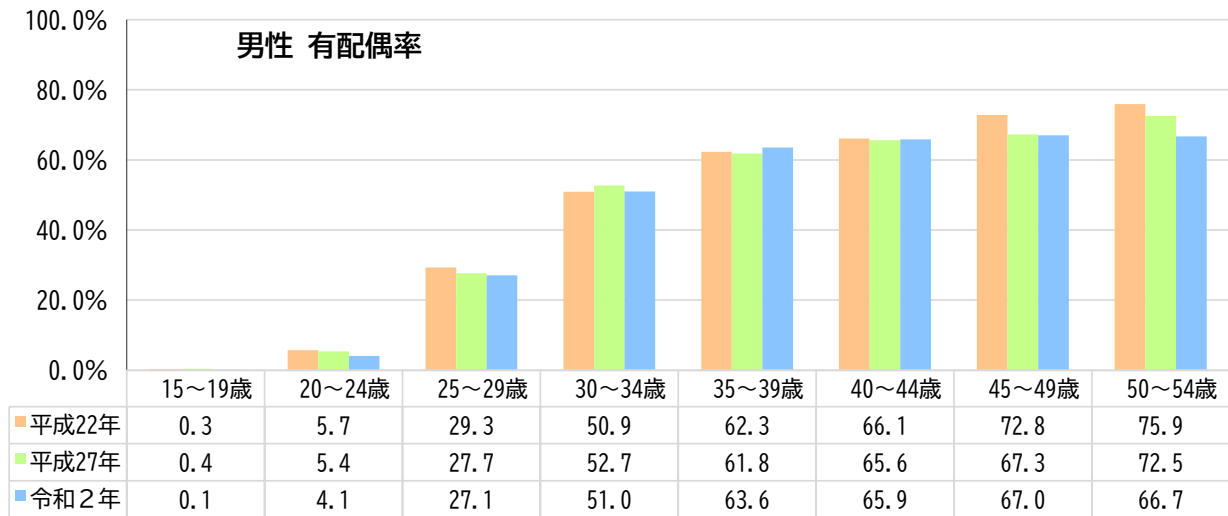
2 結婚・出生・就労

(1)有配偶率

20歳から29歳までの年齢層で有配偶率の推移をみると、男女ともに下降の傾向となっています。

令和2年時点で有配偶率を男女別にみると、25～29歳では男性27.1%、女性33.2%、30～34歳では男性51.0%、女性58.8%、35～39歳では男性63.6%、女性66.6%と、いずれも女性の方が高くなっており、特に20代後半から30代前半では女性と男性の有配偶率の差が大きくなっています。

▼性別・有配偶率の推移



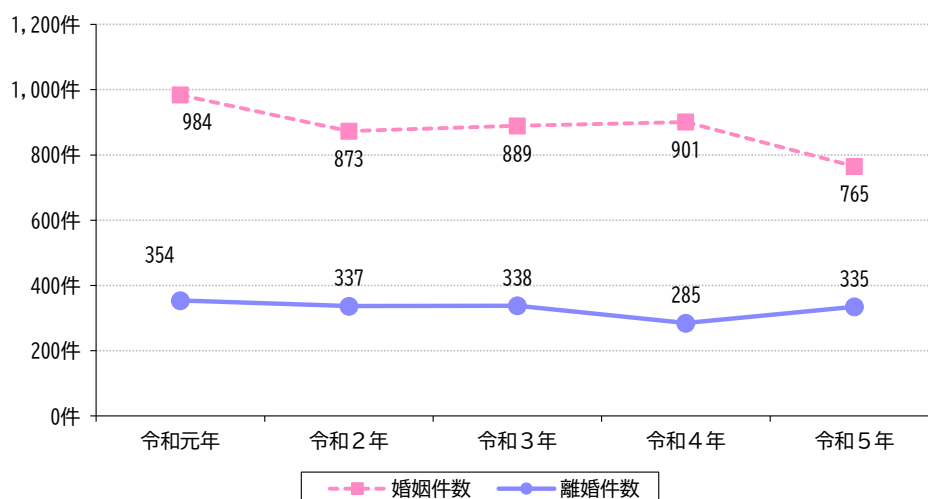
資料：国勢調査（各年）

(2) 婚姻・離婚

婚姻件数の推移では、各年の増減はありますが、令和元年の984件が令和5年では765件となっており、総じて減少傾向で推移しています。

離婚件数の推移では、各年で増減はありますが、おおむね横ばいとなっています。

▼婚姻件数・離婚件数の推移

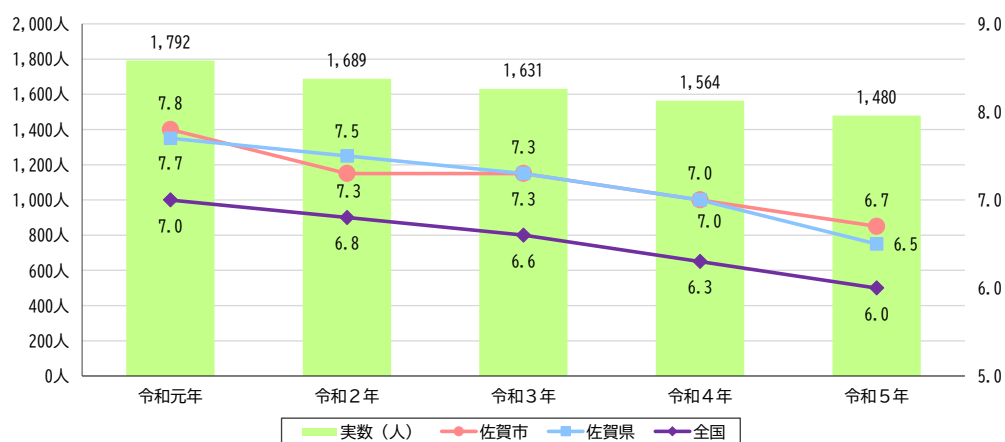


資料：人口動態統計（佐賀県）

(3) 出生数と出生率

出生数は令和元年から令和5年にかけて継続的に減少しています。出生率(人口千対)[※]も令和元年に7.8だったものが令和5年には6.7まで下降しています。この出生率下降の傾向は、全国・佐賀県とも同様で、令和5年時点の市の出生率は全国・佐賀県より高くなっています。

▼出生数と出生率の推移（全国・佐賀県との比較）



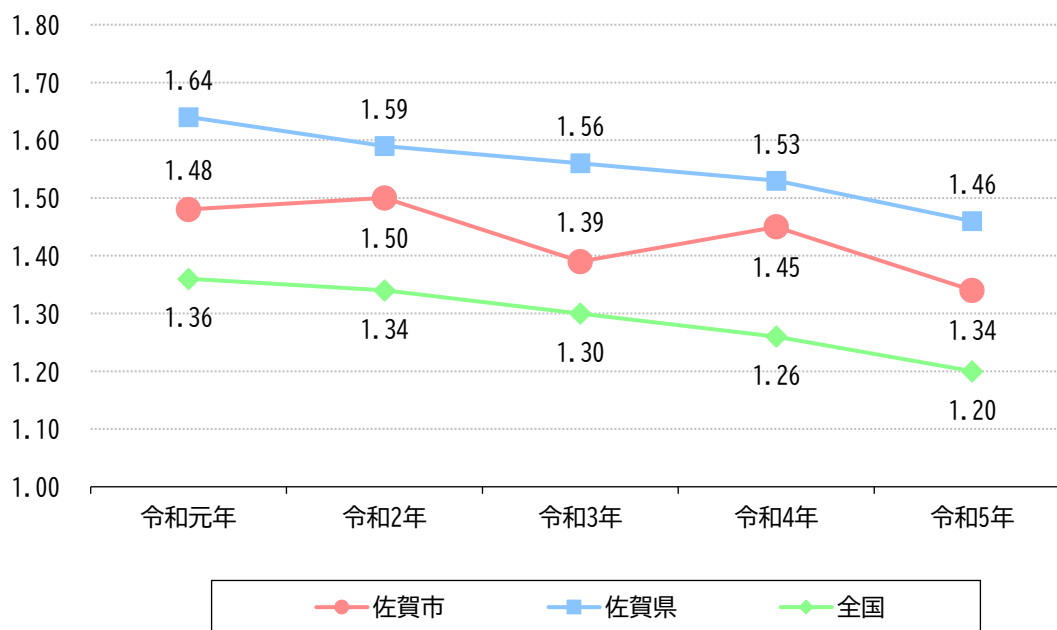
資料：人口動態統計（佐賀県）

※出生率は、人口1,000人あたりの1年間の出生数の割合で、単位は‰（パーミル：千分率）となります。

(4)合計特殊出生率

国も佐賀県も合計特殊出生率の下降傾向が続いています。市の合計特殊出生率は令和3年の1.39から令和4年の1.45へと上昇しましたが、令和5年に1.34へと下降しています。各年とも全国の水準を上回っていますが佐賀県全体を下回る状況となっています。

▼合計特殊出生率の推移（全国・佐賀県との比較）



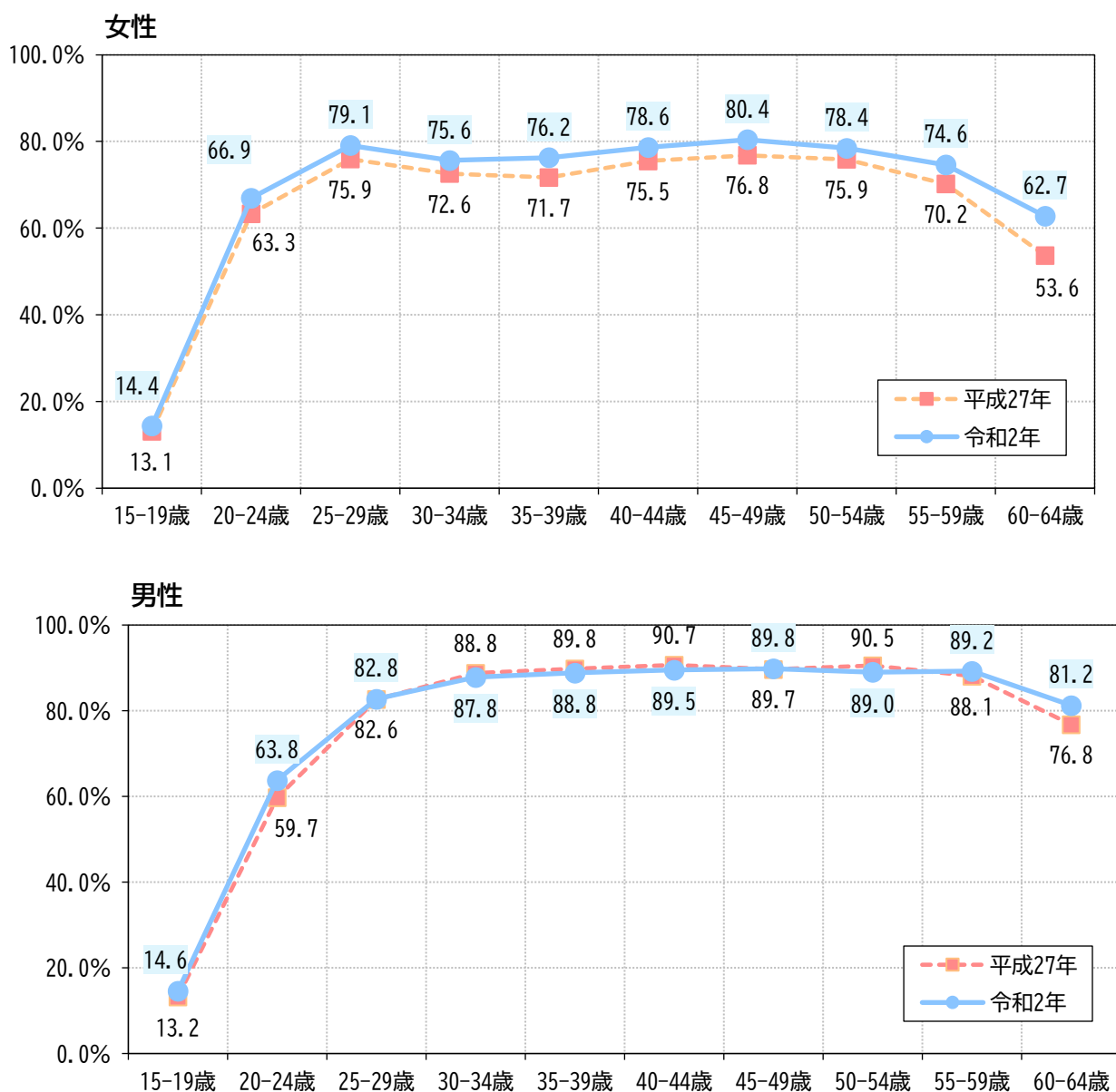
資料：人口動態統計（厚生労働省・佐賀県）、市

(5) 就業率

市の女性・男性の就業率を平成27年と令和2年で比較すると、女性では各年齢層で上昇がみられます。女性の就労状況において、働く女性の割合が30歳代で一旦低くなる「M字曲線」の傾向がみられるものの、そのカーブは緩やかです。

なお、男性ではほとんど差がみられない状況です。

▼女性・男性の年齢層別就業率の推移



資料：国勢調査（各年）

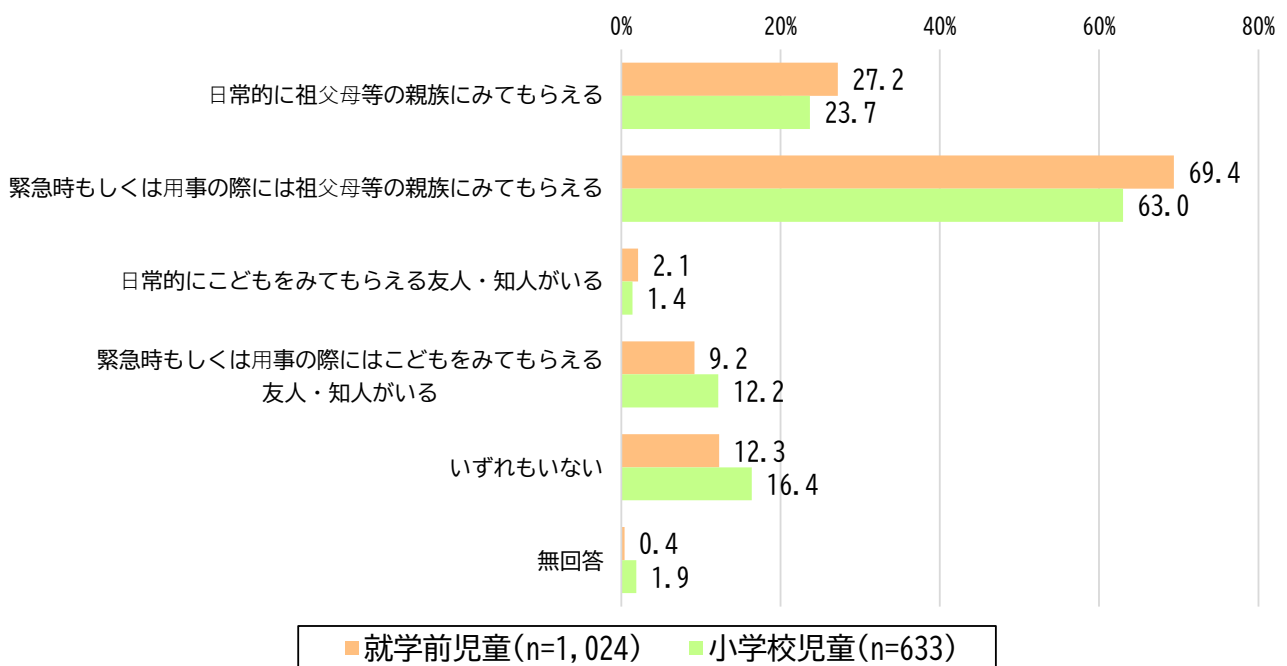
3 こども・若者のさまざまな状況

(1)日頃、こどもをみてもらえる親族・知人の有無

就学前児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(69.4%)が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(27.2%)、「いずれもない」(12.3%)となっています。

小学校児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(63.0%)が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(23.7%)、「いずれもない」(16.4%)となっています。

▼日頃、こどもをみてもらえる親族・知人の有無



(複数回答)

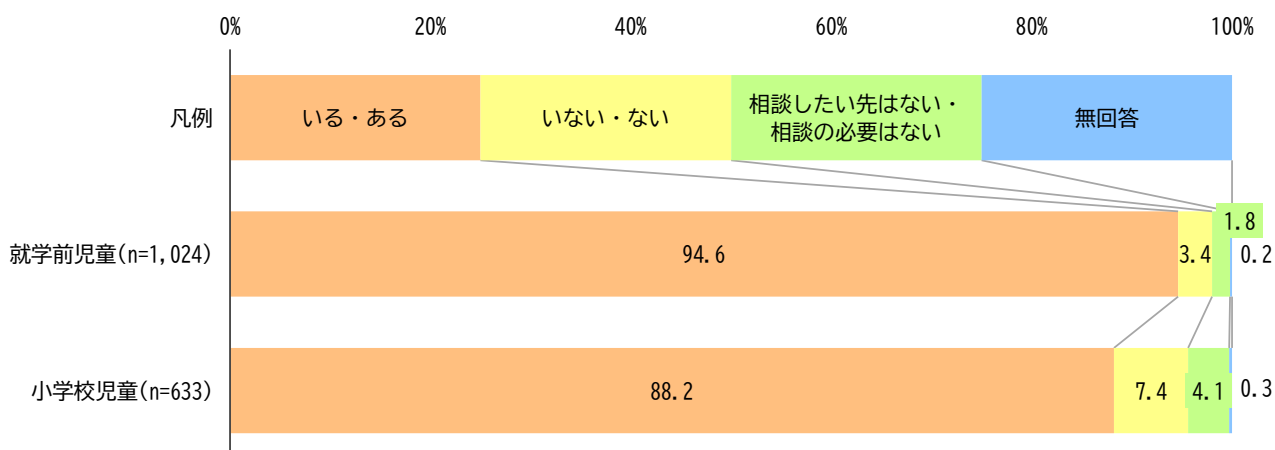
資料：「第3期佐賀市子ども・子育て支援事業計画」策定に係る意識調査

(2)子育て(教育)をする上で気軽に相談できる人・場所の有無

就学前児童の保護者では、「いる・ある」(94.6%)が最も多く、次いで「いない・ない」(3.4%)、「相談したい先はない・相談の必要はない」(1.8%)となっています。

小学校児童の保護者では、「いる・ある」(88.2%)が最も多く、次いで「いない・ない」(7.4%)、「相談したい先はない・相談の必要はない」(4.1%)となっています。

▼子育て(教育)をする上で気軽に相談できる人・場所の有無

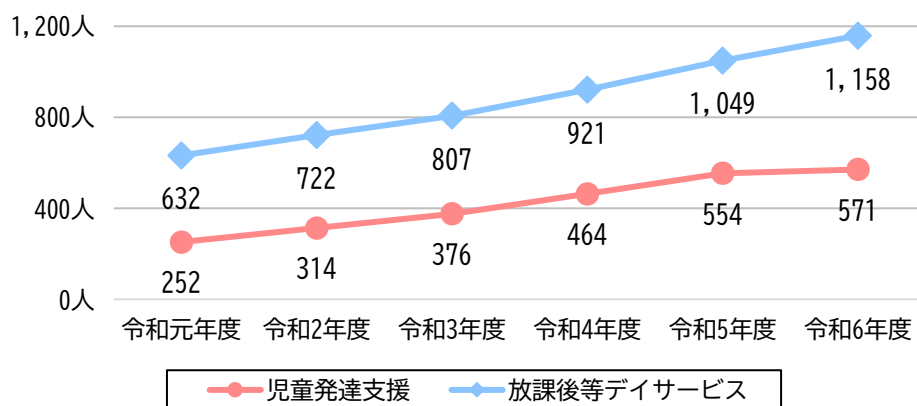


資料：「第3期佐賀市子ども・子育て支援事業計画」策定に係る意識調査

(3)児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者の推移

障害児通所支援のうち児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者はいずれも継続的に増加しており、令和6年度は「児童発達支援」が571人、「放課後等デイサービス」が1,158人の利用となっています。

▼児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数の推移



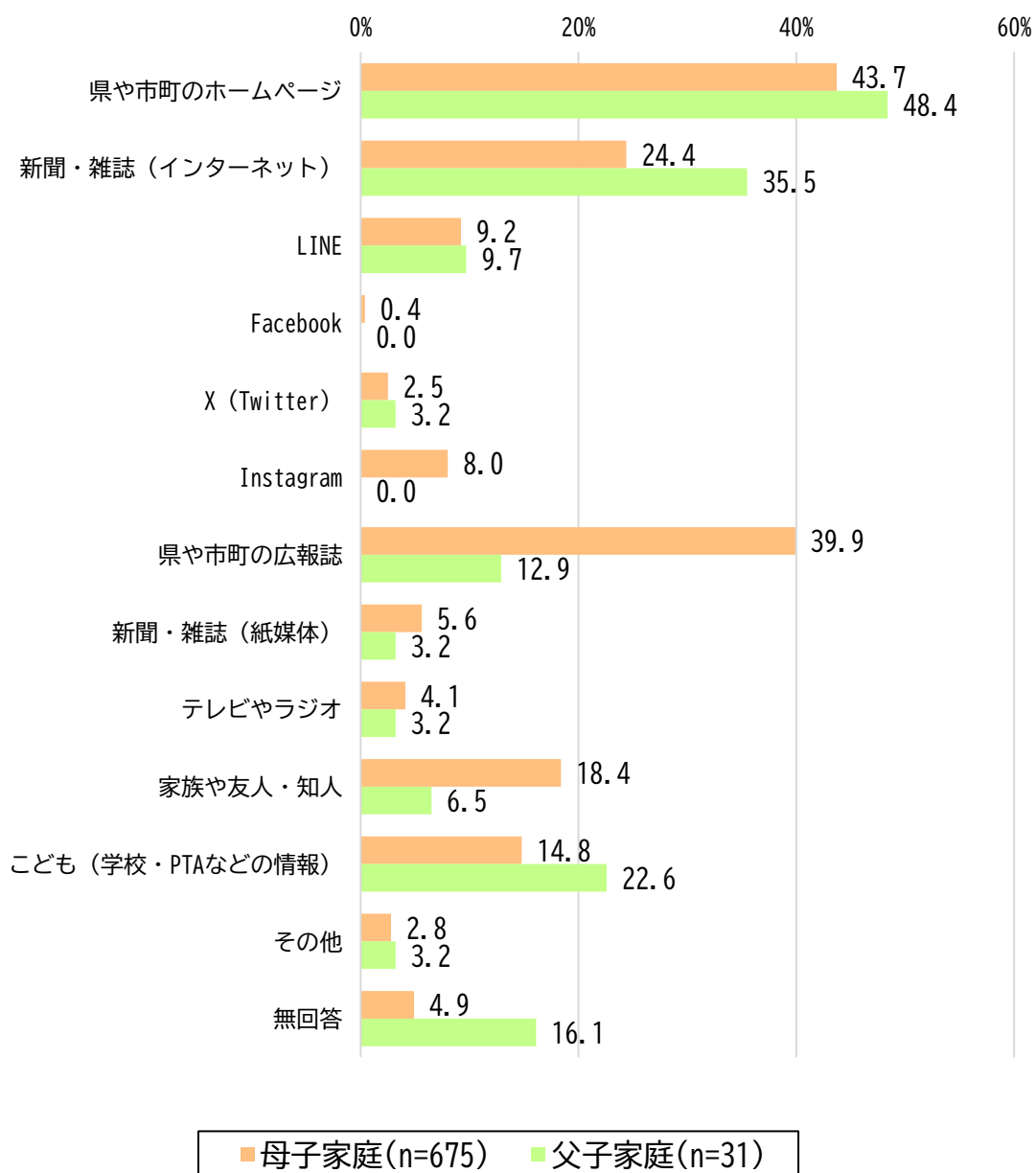
資料：佐賀市障がい福祉課（各年度の利用者数）

(4)ひとり親家庭が公的サービスの情報を得る手段

ひとり親家庭が県や市町からの情報を得る手段として、母子家庭は「県や市町のホームページ」(43.7%)が最も多くなっています。次いで「県や市町の広報誌」(39.9%)、「新聞・雑誌(インターネット)」(24.4%)の順になっています。父子家庭でも「県や市町のホームページ」(48.4%)が最も多く、次いで「新聞・雑誌(インターネット)」(35.5%)、「子ども(学校・PTAなどの情報)」(22.6%)となっています。

母子家庭・父子家庭ともに上位3つのうち2つはネットからの情報収集となっています。

▼ひとり親家庭が公的サービスの情報を得る手段



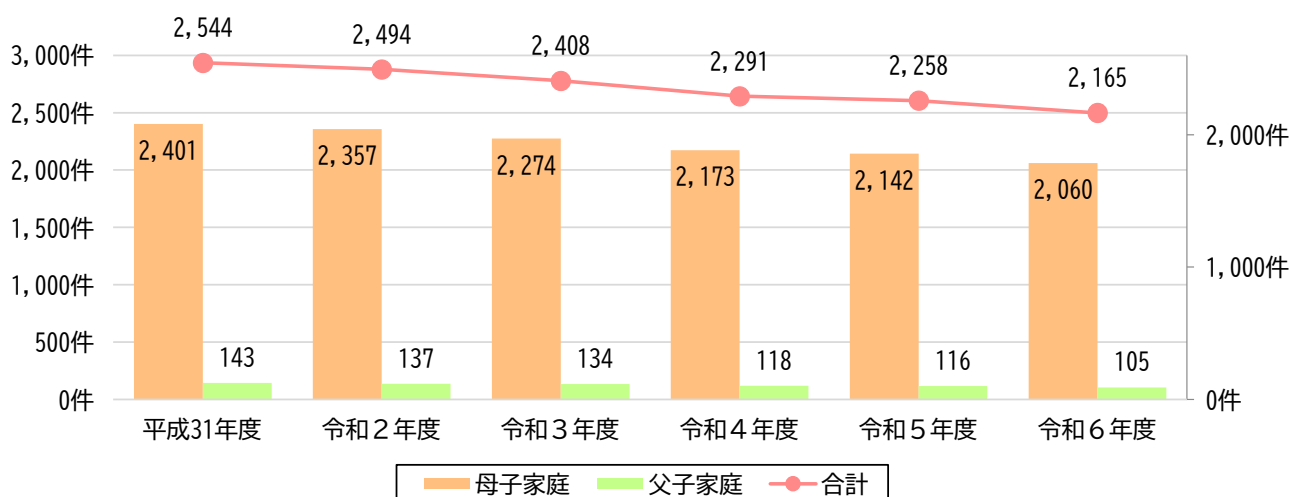
資料：ひとり親家庭等実態調査（令和5年）

(5)ひとり親家庭等医療費助成事業の対象世帯数

ひとり親家庭等医療費助成事業は、母子家庭、父子家庭の方が健康保険により医療機関で診療を受けた際に、医療費の自己負担金の一部を助成*するものです。

対象世帯数は、平成31年度から令和6年度まで母子家庭、父子家庭ともに継続的に減少しています。また、対象世帯のうち父子家庭の割合は5%程度で推移しています。

▼ひとり親家庭等医療費助成事業の対象世帯数の推移



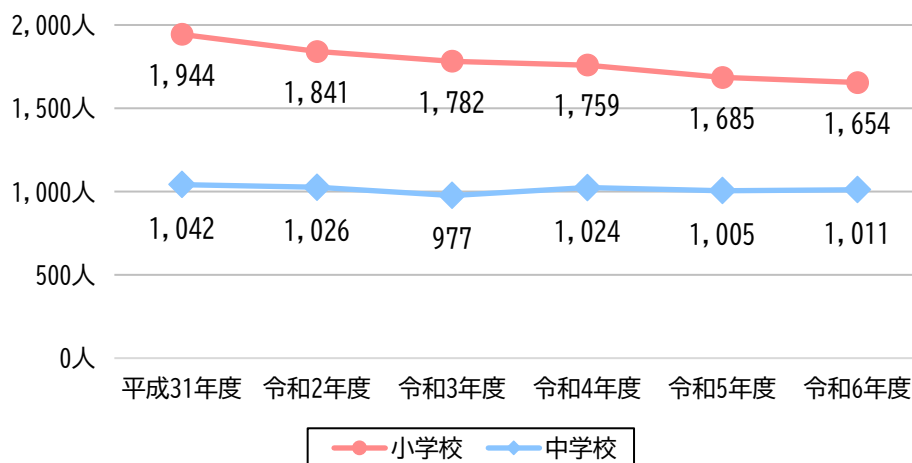
資料：佐賀市福祉総務課・こども家庭課（各年度末時点）

※所得制限があります。

(6)小中学校における就学援助決定者数

就学援助は、経済的な理由により学用品費などの支払いに困っている家庭に、その費用の一部を援助する制度です。申請により援助が決定した人(家庭)の数は、小学校では減少の傾向、中学校ではほぼ横ばいとなっています。

▼小中学校における就学援助決定者数の推移



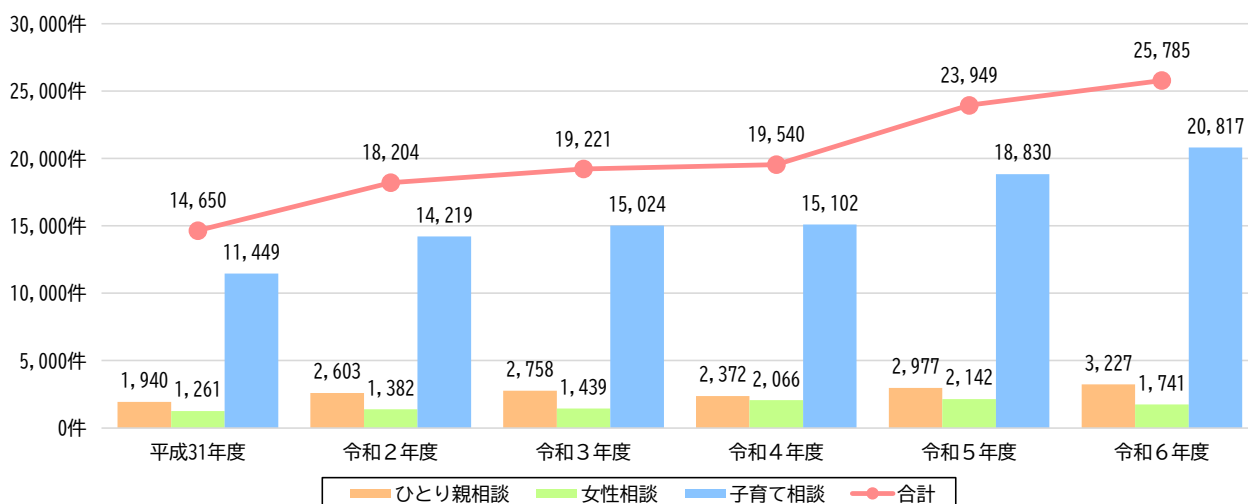
資料：佐賀市教育委員会学事課（年度末実績）

(7)家庭児童相談室の相談員による相談対応件数

家庭に関するさまざまな悩みごとに、専門の相談員が応じる家庭児童相談室の相談対応件数は、平成31年度から令和6年度まで増加が続いています。グラフの数値は「対応した件数」であり、背景として相談内容の多様化等も考えられますが、相談室の存在や相談の方法などの周知が広がってきたことも要因として考えられます。

相談内容別にみると、ひとり親相談は、途中減少する年がみられるものの増加傾向にあり、子育て相談は継続的に件数が増えています。女性相談は、令和6年度の件数が前年度よりも減少しました。

▼家庭児童相談室の相談員による相談内容別対応件数の推移



資料：佐賀市こども家庭課

4 こども・子育て支援に関する状況

(1) 就学前児童の教育・保育施設数の状況

子育て関係施設の総数は年度により増減がみられますが、ほぼ横ばいで推移しています。施設類型では、私立等の認定こども園のうち、幼保連携型と保育所型で増加傾向となっています。

▼施設数の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市立	① 保育所（公立）	4	4	4	4	4	3
	② 幼稚園（公立）	1	1	1	1	1	0
	③ 認定こども園（幼保連携型）	0	0	0	0	0	1
私立等	④ 認定こども園（幼保連携型）	19	19	20	21	22	24
	⑤ 認定こども園（幼稚園型）	11	11	11	11	11	12
	⑥ 認定こども園（保育所型）	1	1	1	4	7	15
	⑦ 保育園（私立）	30	30	30	26	23	14
	⑧ 幼稚園（私立）	14	14	13	13	12	9
	⑨ 幼稚園（国立大学附属）	1	1	1	1	1	1
	⑩ 家庭的保育事業	1	0	0	0	1	1
	⑪ 小規模保育事業A型	20	21	22	22	21	22
	⑫ 小規模保育事業B型	3	3	2	1	1	1
	⑬ 小規模保育事業C型	0	0	0	0	0	0
	⑭ 居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0
	⑮ 小規模型事業所内保育事業	2	3	3	4	4	3
	⑯ 保育所型事業所内保育事業	2	2	2	1	1	1
	⑰ 認可外保育施設（企業主導型保育事業）	10	11	14	14	14	13
	⑱ 認可外保育施設（企業主導型保育事業以外）	27	27	24	26	27	27
計		146	148	148	149	150	147

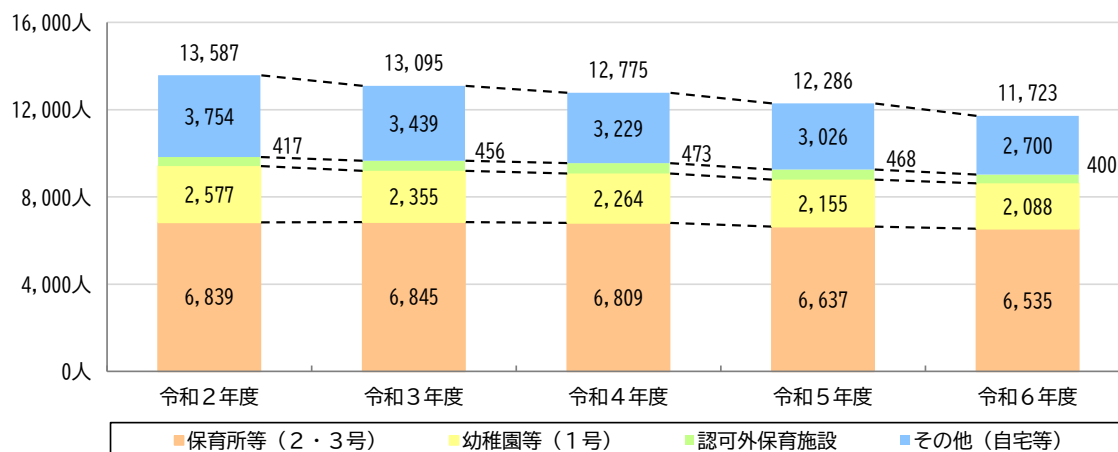
資料：佐賀市保育幼稚園課（各年度3月31日時点）

(2) 就学前児童の保育等の状況

就学前児童の総数は、減少傾向にあります。

就学前児童の保育等の状況の推移をみると、保育所等や幼稚園等の利用児童数は減少傾向にあります。認可外保育施設の利用児童数は増加傾向でしたが、令和5年度から2年連続で減少しています。また、その他(自宅等)の割合が年々減少しています。

▼就学前児童の保育等の状況の推移



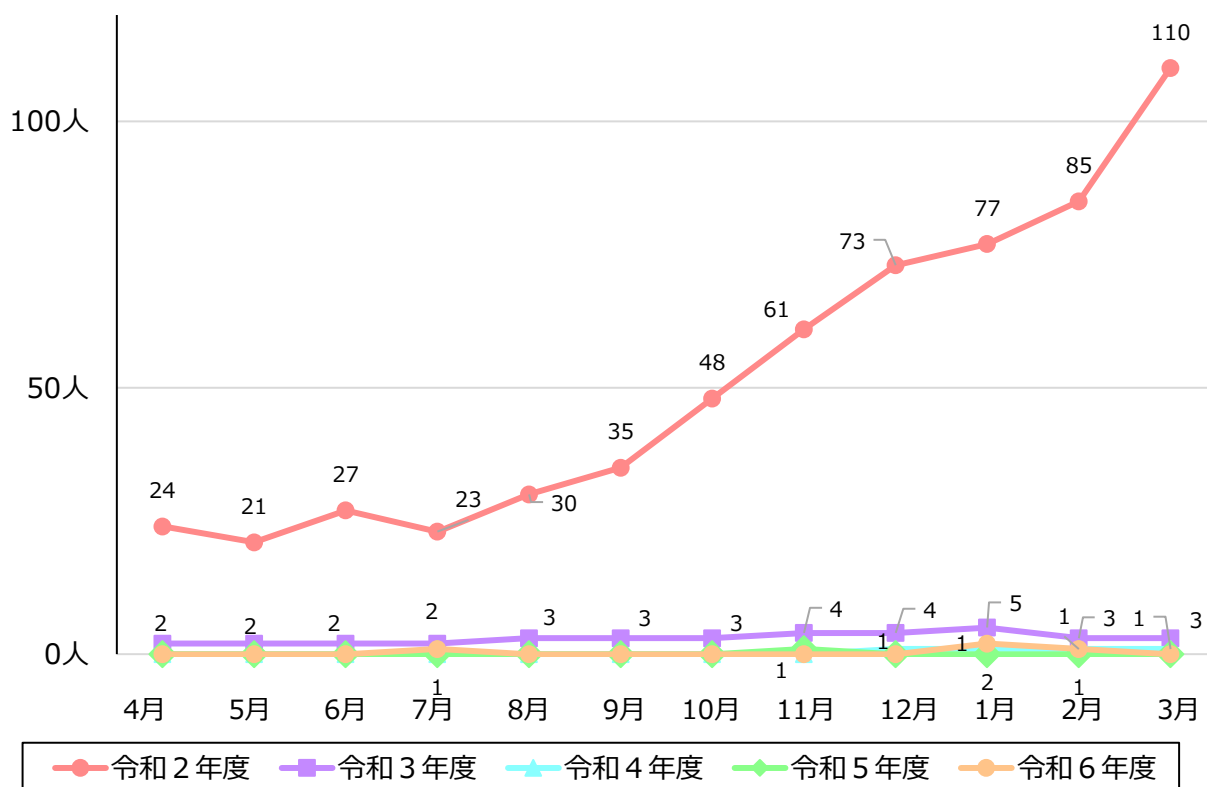
資料：佐賀市保育幼稚園課（各年度3月31日時点、幼稚園（私学助成）の児童数のみ5月1日時点）

(3)就学前待機児童の状況

就学前の待機児童数は、年度始めの4、5月に最も少なく年度末に最も多くなる傾向があります。これは、0歳児以外の入所申込の多くは4月に行われますが、0歳児の申込は育児休業明けなどに随時行われるためです。

市では、定員増等により待機児童の対応を図ってきたことで、令和4年度以降は年間を通してほぼ0人となっています。

▼待機児童数の推移



※グラフ内数値表示では「0」を省略しています。

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	24	21	27	23	30	35	48	61	73	77	85	110
令和3年度	2	2	2	2	3	3	3	4	4	5	3	3
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	1	0

資料:佐賀市保育幼稚園課

(4)放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ実施校区は、令和3年度から令和7年度の5年間で増減はなく、支援単位※数は継続的に増加傾向にあります。

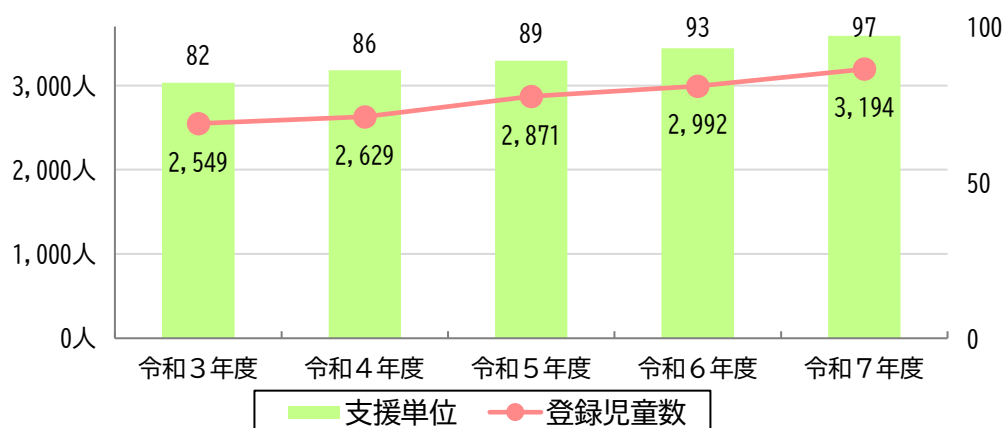
登録児童数は令和3年度の2,549人から令和7年度の3,194人へと年々増加しています。

▼放課後児童クラブの実施校区数の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学校(校区)数	36	36	36	36	36
実施校区数	35	35	35	35	35

※学校(校区)数には、佐賀大学教育学部附属小学校を含みます。

▼放課後児童クラブの登録児童数と支援単位数の推移



※支援単位:「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準としています。市では、1単位を構成する児童の数はおおむね40人以下としています。

資料:佐賀市こども政策課(各年度4月1日時点)

4 第3期 佐賀市子ども・子育て支援事業計画[令和7年3月策定]

1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法第61条第2項」では、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務づけられています。

本市では、市全域を1つの区域として、教育・保育の提供体制の確保にあたります。

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

第3期計画期間における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保についての考え方は、次のとおりです。

◆「量の見込み」の考え方

第2期計画期間の教育・保育の実績(令和2～5年度)から見込みました。

◆「確保の方策(目標事業量)」の考え方

(1)定員の適正化が図られているため、「施設の定員増による提供体制の確保」や「新規開設」は行わないものとします。

※例外として、令和6年度末時点で存在する保育所及び幼稚園が認定こども園へ移行する場合は、施設の新規開設を認めるものとします。

※例外として、令和6年度末時点で存在する認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)が認可施設に移行する場合は、施設の新規開設を認めるものとします。ただし、移行に伴う定員増は認めないものとします。

(2)今後、量の確保から質の向上へシフトしていくことを念頭に置きながら、以下の視点などから施策の展開を図ります。

- ・子育てに関わる新たなニーズへの対応
- ・配慮が必要な児童等への支援
- ・保育従事者の負担軽減への取組
- ・保育従事者の人材確保・職場環境改善への取組
- ・施設や人材を活用した「施設の多機能化」の推進

○実績

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)			
人口	A	0歳児	3,419	3,294	3,259	2,983	2,865		
		1歳児	1,901	1,811	1,700	1,776	1,602		
		2歳児	1,971	1,916	1,848	1,711	1,787		
		3～5歳児	6,296	6,074	5,968	5,816	5,562		
		合計	13,587	13,095	12,775	12,286	11,816		
市内児童で市内施設利用 ※事業所内保育事業の 従業員枠を除く。	B	3号	0歳児	933	919	1,003	976	937	
			1歳児	1,189	1,145	1,110	1,182	1,065	
			2歳児	1,133	1,181	1,148	1,106	1,154	
		2号	3,750	3,758	3,737	3,676	3,515		
		1号	2,556	2,342	2,243	2,135	2,041		
	合計	9,561	9,345	9,241	9,075	8,712			
	市外児童で市内施設利用	C	3号	0歳児	20	20	19	21	21
				1歳児	21	23	21	31	31
				2歳児	31	19	34	26	26
			2号	112	102	103	102	102	
1号			137	125	116	115	115		
合計	321	289	293	295	295				
企業主導型保育事業利用 ※従業員枠を除く。	D	3号	0歳児	45	50	50	49	49	
			1歳児	18	21	31	24	24	
			2歳児	13	6	9	16	16	
		2号	6	19	14	16	16		
		1号	-	-	-	-	-		
合計	82	96	104	105	105				
園指定待機児童数	E	3号	0歳児	158	214	276	251	251	
			1歳児	43	53	34	36	36	
			2歳児	22	14	18	11	11	
		2号	3	3	2	5	5		
		1号	-	-	-	-	-		
合計	226	284	330	303	303				
入所児童数 市内施設利用 B+C+D-E	F	3号	0歳児	840	775	796	795	756	
			1歳児	1,185	1,136	1,128	1,201	1,084	
			2歳児	1,155	1,192	1,173	1,137	1,185	
		2号	3,865	3,876	3,852	3,789	3,628		
		1号	2,693	2,467	2,359	2,250	2,156		
合計	9,738	9,446	9,308	9,172	8,809				
利用定員数 市内施設 H+I+J	G	3号	0歳児	817	807	804	803	810	
			1歳児	1,117	1,140	1,141	1,150	1,163	
			2歳児	1,275	1,287	1,286	1,288	1,293	
		2号	3,557	3,613	3,564	3,584	3,595		
		1号	3,506	3,225	3,220	3,130	2,932		
	合計	10,272	10,072	10,015	9,955	9,793			
	教育・保育施設 ・保育所 ・認定こども園 ・幼稚園	H	3号	0歳児	660	652	647	648	655
				1歳児	956	965	977	983	996
				2歳児	1,109	1,105	1,107	1,112	1,117
			2号	3,529	3,591	3,544	3,559	3,570	
1号			3,506	3,225	3,220	3,130	2,932		
合計	9,760	9,538	9,495	9,432	9,270				
地域型保育事業 ※事業所内保育事業の 従業員枠を除く。	I	3号	0歳児	123	120	116	114	114	
			1歳児	134	135	131	130	130	
			2歳児	143	145	140	139	139	
		2号	-	-	-	-	-		
		1号	-	-	-	-	-		
合計	400	400	387	383	383				
企業主導型保育事業 ※従業員枠を除く。	J	3号	0歳児	34	35	41	41	41	
			1歳児	27	40	33	37	37	
			2歳児	23	37	39	37	37	
		2号	28	22	20	25	25		
		1号	-	-	-	-	-		
合計	112	134	133	140	140				
過不足 (利用定員数-入所児童数) G-F	G-F	3号	0歳児	-23	32	8	8	54	
			1歳児	-68	4	13	-51	79	
			2歳児	120	95	113	151	108	
		2号	-308	-263	-288	-205	-33		
		1号	813	758	861	880	776		
合計	534	626	707	783	984				
施設利用率 (入所児童数÷人口推計) B÷A	B÷A	3号	0歳児	0.272	0.278	0.307	0.327	0.327	
			1歳児	0.625	0.632	0.652	0.665	0.665	
			2歳児	0.574	0.616	0.621	0.646	0.646	
		2号	0.595	0.618	0.626	0.632	0.632		
		1号	0.405	0.385	0.375	0.367	0.367		

※0歳児の児童数については、2学年分（「4月1日には生まれておらず、年度途中で生まれた学年」と「前年度に生まれたものの、4月1日時点では0歳の学年」）を集計しています。

○教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
人口	A	0歳児	2,852	2,832	2,805	2,778	2,751	
		1歳児	1,490	1,483	1,476	1,462	1,448	
		2歳児	1,612	1,500	1,492	1,486	1,471	
		3～5歳児	5,439	5,201	4,987	4,686	4,556	
		合計	11,393	11,016	10,760	10,412	10,226	
市内児童で市内施設利用 ※事業所内保育事業の 従業員枠を除く。	B	3号 0歳児	933	926	917	908	900	
		1歳児	991	986	982	972	963	
		2歳児	1,041	969	964	960	950	
		2号 3～5歳児	3,437	3,287	3,152	2,962	2,879	
		1号 3～5歳児	1,996	1,909	1,830	1,720	1,672	
	合計	8,398	8,077	7,845	7,522	7,364		
	市外児童で市内施設利用	C	3号 0歳児	21	21	21	21	21
			1歳児	31	31	31	31	31
			2歳児	26	26	26	26	26
			2号 3～5歳児	102	102	102	102	102
1号 3～5歳児			115	115	115	115	115	
合計	295	295	295	295	295			
企業主導型保育事業利用 ※従業員枠を除く。	D	3号 0歳児	49	49	49	49	49	
		1歳児	24	24	24	24	24	
		2歳児	16	16	16	16	16	
		2号 3～5歳児	16	16	16	16	16	
		1号 3～5歳児	-	-	-	-	-	
合計	105	105	105	105	105			
園指定待機児童数	E	3号 0歳児	251	251	251	251	251	
		1歳児	36	36	36	36	36	
		2歳児	11	11	11	11	11	
		2号 3～5歳児	5	5	5	5	5	
		1号 3～5歳児	-	-	-	-	-	
合計	303	303	303	303	303			
量の見込み 市内施設利用 B+C+D-E	F	3号 0歳児	752	745	736	727	719	
		1歳児	1,010	1,005	1,001	991	982	
		2歳児	1,072	1,000	995	991	981	
		2号 3～5歳児	3,550	3,400	3,265	3,075	2,992	
		1号 3～5歳児	2,111	2,024	1,945	1,835	1,787	
合計	8,495	8,174	7,942	7,619	7,461			
提供体制の確保 市内施設 H+I+J	G	3号 0歳児	810	810	810	810	810	
		1歳児	1,163	1,163	1,163	1,163	1,163	
		2歳児	1,293	1,293	1,293	1,293	1,293	
		2号 3～5歳児	3,595	3,595	3,595	3,595	3,595	
		1号 3～5歳児	2,932	2,932	2,932	2,932	2,932	
	合計	9,793	9,793	9,793	9,793	9,793		
	教育・保育施設 ・保育所 ・認定こども園 ・幼稚園	H	3号 0歳児	655	655	655	655	655
			1歳児	996	996	996	996	996
			2歳児	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
			2号 3～5歳児	3,570	3,570	3,570	3,570	3,570
			1号 3～5歳児	2,932	2,932	2,932	2,932	2,932
	合計	9,270	9,270	9,270	9,270	9,270		
	地域型保育事業 ※事業所内保育事業の 従業員枠を除く。	I	3号 0歳児	114	114	114	114	114
			1歳児	130	130	130	130	130
			2歳児	139	139	139	139	139
2号 3～5歳児			0	0	0	0	0	
1号 3～5歳児			-	-	-	-	-	
合計	383	383	383	383	383			
企業主導型保育事業 ※従業員枠を除く。	J	3号 0歳児	41	41	41	41	41	
		1歳児	37	37	37	37	37	
		2歳児	37	37	37	37	37	
		2号 3～5歳児	25	25	25	25	25	
		1号 3～5歳児	-	-	-	-	-	
合計	140	140	140	140	140			
過不足 (提供体制の確保-量の見込み) G-F	G-F	3号 0歳児	58	65	74	83	91	
		1歳児	153	158	162	172	181	
		2歳児	221	293	298	302	312	
		2号 3～5歳児	45	195	330	520	603	
		1号 3～5歳児	821	908	987	1,097	1,145	
合計	1,298	1,619	1,851	2,174	2,332			
施設利用率 (入所児童数÷人口推計) B÷A	B÷A	3号 0歳児	0.327	0.327	0.327	0.327	0.327	
		1歳児	0.665	0.665	0.665	0.665	0.665	
		2歳児	0.646	0.646	0.646	0.646	0.646	
		2号 3～5歳児	0.632	0.632	0.632	0.632	0.632	
		1号 3～5歳児	0.367	0.367	0.367	0.367	0.367	

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

◆地域子ども・子育て支援事業一覧

No	事業名	担当部署	事業実施地域
(1)	ア 利用者支援事業（基本型・特定型）	保育幼稚園課	市全域
	イ 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	こども健康課	
	ウ 利用者支援事業（こども家庭センター型）	こども家庭課	
(2)	延長保育事業（2号、3号認定の児童）	保育幼稚園課	
(3)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育幼稚園課	
(4)	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	保育幼稚園課	
(5)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	こども政策課	
(6)	子育て短期支援事業	こども家庭課	
(7)	乳幼児家庭全戸訪問事業	こども健康課	
(8)	ア 養育支援訪問事業	こども家庭課	
	イ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
	ウ 子育て世帯訪問支援事業		
(9)	地域子育て支援拠点事業	保育幼稚園課	
(10)	ア 一時預かり事業（未就園児）	保育幼稚園課	
	イ 一時預かり事業（1号認定の児童）		
(11)	病児・病後児保育事業	こども政策課	
(12)	子育て援助活動支援事業	保育幼稚園課	
(13)	妊婦健康診査	こども健康課	
(14)	産後ケア事業	こども健康課	
(15)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育幼稚園課	

(1) ア 利用者支援事業（基本型・特定型）

◆事業内容

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設等の保育サービスや子育て支援に関する情報提供及び個別のニーズ等に基づいた助言や支援等を行うとともに、利用者が必要とする支援につながるよう、地域関係機関との連絡調整等、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

量の見込み の考え方	保育所や認定こども園、地域型保育事業への入所申込の窓口であるとともに、各事業の担当職員が配置されている佐賀市役所本庁舎（1箇所）と令和8年度から地域子育て支援拠点（2箇所）で実施
確保の方策 の考え方	保育幼稚園課の窓口と地域子育て支援拠点に専門相談員を配置し、必要に応じて各事業の担当職員とともに必要な情報提供、相談対応等を行うよう努めます。

○第3期計画の目標事業量

(単位：箇所)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	3	3	3	3
確保の方策	1	3	3	3	3

(1) イ 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

◆事業内容

妊婦等に対して面談等を実施することにより、妊娠、出産または育児に関する困りごとや不安に対する相談に応じ、母子保健及び子育てに関する情報の提供や必要なサービスにつなぐ事業です。

量の見込み の考え方	各年度の妊娠届出数及び出生数を推測し、妊娠届出時面談、妊娠8か月面談（希望者のみ）、出生後面談の実施数を算出
確保の方策 の考え方	こども家庭センターの窓口助産師等を配置し、必要に応じて各事業の担当職員とともに必要な情報提供、相談支援を行うよう努めます。

○第3期計画の目標事業量

(単位：件)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,785	2,729	2,675	2,621	2,569
確保の方策	2,785	2,729	2,675	2,621	2,569

(1) ウ 利用者支援事業（こども家庭センター型）

◆事業内容

母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応などの相談支援体制を構築します。あわせて、特定妊婦、産後うつ、障がいがある方への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行う事業です。

量の見込みの考え方	実績から算出
確保の方策の考え方	子育てに関する切れ目ない支援を行うよう努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

○第3期計画の目標事業量

(単位：箇所)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業（2号、3号認定の児童）

◆事業内容

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園、地域型保育事業において保育を実施する事業です。

量の見込みの考え方	利用実績から算出（2号、3号認定児童の推計値×利用率の推計値）
確保の方策の考え方	全ての利用希望者が利用できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 市内施設を利用している2号、3号認定児童数×利用率〔令和2～5年度の平均値〕

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	47,332	45,592	44,461	42,887	42,074
確保の方策	47,332	45,592	44,461	42,887	42,074

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた子どもの保護者が支払うべき費用の全部または一部を助成する事業です。

◆確保の方策

幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月から事業を開始しており、今後も給付対象者を適切に把握し、必要な給付を行うことで、保護者の負担軽減を図ります。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

◆事業内容

認定子ども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

◆確保の方策

国が示す基準等をもとに、対象事業者等への適切な支援を実施していきます。

(5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の教室、専用館、児童館等を利用して適切な生活の場を与えて、児童の健全育成・安全確保等を図る事業です。

量の見込みの考え方	小学校児童数推移推計及び利用継続率（1～3年生）並びに他市利用率調査（4～6年生）の結果により推計
確保の方策の考え方	待機児童があるクラブを優先して専用区画等を確保し、受け入れ可能数を拡大します。 【算定方法】 期間中の待機児童を解消した上で、6年生までの受け入れ拡大を順次進め、令和9年度に達成を見込みました。

○第3期計画の目標事業量

(単位：人)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,903	3,932	3,839	3,749	3,599
1年生	1,084	1,051	970	987	905
2年生	1,006	1,053	1,020	939	957
3年生	851	850	889	858	796
4年生	485	497	487	490	475
5年生	296	293	291	294	291
6年生	181	188	182	181	175
確保の方策	3,450	3,700	3,839	3,749	3,599

(6) 子育て短期支援事業

◆事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な支援を行う事業です。

量の見込み の考え方	利用実績から算出
確保の方策 の考え方	令和5年度から確保した専用居室の維持と新たな受け入れ先の確保に努めます。

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保の方策	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

(7) 乳幼児家庭全戸訪問事業

◆事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込み の考え方	0歳児の人口推計値
確保の方策 の考え方	訪問対象の児童全てを訪問できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】0歳児の人口推計値 ※参考：人口推計による0歳の人口 (単位：人)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1,400	1,387	1,373	1,360	1,347

○第3期計画の目標事業量

(単位：人)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,400	1,387	1,373	1,360	1,347
確保の方策	1,400	1,387	1,373	1,360	1,347

(8) ア 養育支援訪問事業

◆事業内容

児童虐待の発生・再発防止を図るため、養育上の悩みを抱える家庭や、支援が必要でありながら積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況である家庭に対して、支援員が家庭訪問し、適切な援助や相談を行う事業です。

量の見込み の考え方	利用実績から算出
確保の方策 の考え方	訪問対象の児童全てを訪問できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

○第3期計画の目標事業量

(単位：件)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	650	650	650	650	650
確保の方策	650	650	650	650	650

(8) イ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

◆事業内容

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)(以下「地域ネットワーク」という。)の要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等(以下「地域ネットワーク構成員」という。)の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する事業です。

量の見込み の考え方	実績から算出
確保の方策 の考え方	地域ネットワークを通じて資質の向上と連携強化を行うよう努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

○第3期計画の目標事業量

(単位：箇所)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1

(8) ウ 子育て世帯訪問支援事業

◆事業内容

家事や育児等に対し不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行う事業です。

量の見込みの考え方	これまでの養育支援訪問事業（家事・育児支援）の実績から算出
確保の方策の考え方	対象となる世帯に訪問できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

○第3期計画の目標事業量

(単位：件)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	72	72	72	72	72
確保の方策	72	72	72	72	72

(9) 地域子育て支援拠点事業

◆事業内容

就学前児童や小学生等の児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込みの考え方	コロナ禍以前（平成29～令和元年度）の利用実績をもとに算出する利用率から推計 $0\sim 2$ 歳児の人口推計値×利用率
確保の方策の考え方	・子育てサロンへの参加希望者全員が参加できる現体制の維持に努めます。 ・自由来館者に対するの援助体制の維持に努めます。

[子育てサロン参加者]

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14,885	14,538	14,433	14,315	14,175
確保の方策	14,885	14,538	14,433	14,315	14,175

[自由来館者]

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	33,342	32,564	32,329	32,066	31,752
確保の方策	33,342	32,564	32,329	32,066	31,752

(10) ア 一時預かり事業（未就園児）

◆事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった未就園児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込み の考え方	利用実績から算出（在園児以外の児童の推計値×利用率の推計値）
確保の方策 の考え方	本事業に係る現体制の維持に努めます。 【算定方法】 未就園児の推計値×利用率〔令和2～5年度の利用率平均+伸び率（令和2～5年度の平均値）〕

○第3期計画の目標事業量 (単位：人日)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,361	3,717	4,102	4,478	4,841
確保の方策	3,361	3,717	4,102	4,478	4,841

(10) イ 一時預かり事業（1号認定の児童）

◆事業内容

幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）事業です。

量の見込み の考え方	利用実績から算出（1号認定児童の推計値×利用率の推計値）
確保の方策 の考え方	全ての利用希望者が利用できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 1号認定児童の推計値×利用率〔令和4～5年度の利用率平均+伸び率（令和2～5年度の平均値）〕

○第3期計画の目標事業量 (単位：人日)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	146,325	150,881	155,181	155,688	160,968
確保の方策	146,325	150,881	155,181	155,688	160,968

(11) 病児・病後児保育事業

◆事業内容

保護者が家庭で保育を行うことができない場合などに、体調不良の児童を小児科医に併設した保育室で一時的に保育等を行う事業です。

量の見込み の考え方	コロナ禍前（平成 29～令和元年度）の3か年の利用実績をもとに算出										
確保の方策 の考え方	<p>年間 4,060 人（14 人／日×290 日）を受け入れることができる現体制の維持に努めます。</p> <p>【算定方法】 「人口推計による0～9歳の人口」×「平成 29～令和元年度の3か年の0～9歳人口に対する利用率」</p> <p>※参考：人口推計による0～9歳の人口 （単位：人）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">17,493</td> <td style="text-align: center;">16,959</td> <td style="text-align: center;">16,447</td> <td style="text-align: center;">15,972</td> <td style="text-align: center;">15,542</td> </tr> </tbody> </table>	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	17,493	16,959	16,447	15,972	15,542
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度							
17,493	16,959	16,447	15,972	15,542							

○第3期計画の目標事業量

（単位：人日）

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,207	1,170	1,134	1,102	1,072
確保の方策	4,060	4,060	4,060	4,060	4,060

(12) 子育て援助活動支援事業

◆事業内容

就学前児童や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みの考え方	コロナ禍以前（平成 29～令和元年度）の利用実績をもとに算出する利用率から推計 就学前児童の人口推計値・小学生の人口推計値×利用率
確保の方策の考え方	利用希望者全てが利用できる現体制の維持に努めます。 ※就学前児童については、第1期計画では算定手法の関係上、一時預かり事業に含んでいました。第2期計画から本事業の項目に記載しています。

[就学前児童]

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	970	1,137	1,304	1,471	1,636
確保の方策	970	1,137	1,304	1,471	1,636

[小学生]

○第3期計画の目標事業量

(単位：人日)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	902	960	1,018	1,076	1,131
確保の方策	902	960	1,018	1,076	1,131

(13) 妊婦健康診査

◆事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み の考え方	妊婦1人あたりの受診回数を13回（過去の平均回数）として、0歳児の人口推計をもとに算出				
確保の方策 の考え方	妊婦1人あたり14回（国が示す安心・安全な出産のために必要な受診回数）まで、受診できる現体制の維持に努めます。				
	※参考：人口推計による0歳の人口 (単位：人)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,400	1,387	1,373	1,360	1,347

○第3期計画の目標事業量

(単位：人回)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	18,200	18,031	17,849	17,680	17,511
確保の方策	19,600	19,418	19,222	19,040	18,858

(14) 産後ケア事業

◆事業内容

出産後の母親の心身のケアや授乳、沐浴の指導等の育児サポートのため、利用者のニーズに合わせて、宿泊型(ショートステイ)、通所型(デイサービス)、訪問型(アウトリーチ)の支援を行う事業です。

量の見込み の考え方	各年度の妊娠届出数及び出生数を推測し、すでに実施している近隣市の利用実績の率を乗じて算出				
確保の方策 の考え方	全ての利用希望者が利用できる現体制の維持に努めます。				
	【算定方法】 産婦数×利用率〔近隣市の令和5年度利用率〕				

○第3期計画の目標事業量

(単位：日)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	650	680	710	740	760
確保の方策	650	680	710	740	760

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

◆事業内容

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

なお、本事業については、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後、保護者が教育・保育施設の利用を検討している場合においては、利用可能な施設を案内する等の円滑な連携・接続に努めます。

量の見込み の考え方	令和6年7月～令和6年12月までの実績から算出
確保の方策 の考え方	全ての利用希望者が利用できる現体制の維持に努めます。 【算定方法】 量の見込み（需要量）と同数

○第3期計画の目標事業量

(単位：時間)

指 標	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
確保の方策	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600

5 計画の策定経過

年度	月 日	主な事項
令和6年度	令和7年 1月22日	●第26回佐賀市子ども・子育て会議 【内容】 こども計画の概要について 計画策定における会議とスケジュール 「アンケート」と「こどもの会議」について
	2月25日～ 3月19日	●こどもの生活アンケートの実施 (市立小学校5年生の児童と保護者/ 市立中学校2年生の生徒と保護者)
	2月25日～ 3月10日	●若者アンケートの実施 (市内在住の16歳～39歳)
令和7年度	令和7年 5月14日	●第27回佐賀市子ども・子育て会議 【内容】 こども計画について
	6月15日	●佐賀市こどもミーティング2025 市内の学校に通う小学4年生～6年生(49名) 市内の学校に通う中学生・高校生(40名)
	5月～6月	●声を届けにくい・聴かれにくいこどもや若者からの意見聴取
	8月10日	●市長報告会
	10月10日	●第28回佐賀市子ども・子育て会議 【内容】 こども計画(素案)について
	11月25日	●第29回佐賀市子ども・子育て会議 【内容】 こども計画(素案)について
	令和7年 12月24日～ 令和8年 1月23日	●佐賀市こども計画(案)に係るパブリックコメントの実施
	令和7年 12月22日～ 令和8年 1月30日	●こども版パブリックコメントの実施
	令和8年 3月23日	●第30回佐賀市子ども・子育て会議 【内容】 こども計画(案)について

6 佐賀市子ども・子育て会議委員

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

(敬称略)

No	区分	所属団体・役職	氏名
1	学識経験者	西九州大学 教授	高尾 兼利
2	学識経験者	佐賀女子短期大学・九州龍谷短期大学 非常勤講師 元佐賀女子短期大学 副学長	相浦 雅子
3	幼稚園関係者	佐賀市私立幼稚園・認定こども園連合会 会長	生三 俊朗
4	保育園関係者	佐賀市私立保育園会 会長	福田 哲春
5	医療機関関係者	佐賀市医師会 理事(小児科)	橋野 かの子
6	医療機関関係者	佐賀市医師会 監事(産婦人科)	田中 博志
7	地域関係者	佐賀市民生委員児童委員協議会 児童福祉推進部会 部会長	山下 一徹
8	企業関係者	一般社団法人佐賀青年会議所 前理事長	古賀 修平
9	社会福祉協議会	佐賀市社会福祉協議会 事務局次長	池田 敦子
10	子育て当事者 (未就学児)	佐賀市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会 会長	井土 一瑛
11	子育て当事者 (就学児)	佐賀市PTA協議会 副会長	井上 達朗
12	人権関係者	一般社団法人さが子どもにやさしいまちづくりセンター 代表理事	重永 侑紀
13	子育てサークル 関係者	佐賀市子育てサークル連絡会 会長	吉村 純子
14	ひとり親支援団体 関係者	一般社団法人スマイルキッズ 代表理事	福島 めぐみ
15	若者関係者	特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス 相談支援員	中山 志穂

佐賀市子ども・子育て会議条例第6条第4項による出席者

(敬称略)

No	所属等	氏名
1	佐賀市小中学校長会	橋口 繁美
2	国立大学法人 佐賀大学	今泉 風花
3	学校法人旭学園 佐賀女子短期大学	相良 紅葉
4	学校法人永原学園 西九州大学	川原 瑞穂
5	学校法人永原学園 西九州大学短期大学部	納富 未来

7 佐賀市こども計画事業一覧

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
1 こどもを権利の主体として尊重する				
1 こどもの権利の尊重				
① こどもの権利に関する普及啓発				
		子どもへのまなざし運動 (市民総参加子ども育成運動)	社会教育課	○こどもが社会において保障されるべきさまざまな権利の尊重に努め、全ての大人がこどもの育成に関心を持ち、かつ、主体的に関わる社会の実現を目指し、市民運動を展開します。 ○「家庭」「地域」「企業等」「学校等」が連携、協働を図りながらこどもの育成に努めます。
		人権教育・啓発活動の取組	人権・同和政策課	学校や家庭、職場や地域社会のあらゆる場面において、こどもを含めた全ての人の人権が侵害されることがないよう人権教育・啓発活動の取組を推進します。
		学校人権・同和教育推進事業	学校教育課	学校教育課に所属する人権・同和教育担当の指導員を各学校に派遣し、研究授業や児童生徒への講話、校内研修などを通して、児童生徒及び教員の人権意識を高めます。
		家庭や学校・地域社会におけるジェンダー平等の理解の促進	男女共同参画課	○性別にとらわれず、全てのこどもが自分らしく成長できる環境を整えるため、家庭・学校・地域におけるジェンダー平等教育を推進します。
		子どもへの暴力防止ワークショップ開催事業	こども家庭課	こどもや教職員、地域の大人が暴力に対する知識や自身が被害にあったときの対処法、権利の意味や行使の方法について学ぶワークショップを開催し、地域ぐるみでこどもへの暴力防止を図ります。
② こどもの権利を守る取組				
		子ども・若者支援事業	社会教育課	○まなざし育成委員による街頭見守り活動を実施します。 ○子ども・若者支援専門官によるインターネット内の見守り活動やこども電話・面談・メール相談を行います。 ○ニート、ひきこもり、不登校等の困りごとを抱えるこども・若者(40歳未満)やその家族からの相談に対応するとともに、必要に応じて訪問支援、講座、教室等を実施し、学校復帰や社会復帰に向けて支援します。
		こども SOS カードの配布	こども家庭課	こども自身が困っていること、悩んでいること等を電話などで相談できるよう「こども SOS カード」を作成・配布します。(対象者：小学4～6年生・全中学生)
		スクールカウンセラー活用事業	学校教育課	○全ての市立小中学校に臨床心理士等からなるスクールカウンセラーを配置し、悩みを抱える児童生徒や保護者の教育相談に応じます。 ○校内研修などで、講話・演習等を依頼し、教職員のカウンセリング能力の向上に努めます。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		要保護児童等の見守り体制の構築	こども家庭課	○要保護児童等に関する状況把握に努めるとともに関係機関（児童相談所、教育・保育施設、小中学校、民生委員児童委員、医療機関、警察等）との情報共有、連携協力を図りながら見守り体制の構築に努めます。 ○地域の民間団体等を活用した訪問支援を行います。
		要保護児童対策地域協議会開催事業	こども家庭課	要保護児童対策のために、関係機関による必要な情報交換や援助方針、役割分担に関する協議を行います。
		③ こどもや若者の社会参画と意見表明の機会の充実		
		子どもへのまなざし運動（市民総参加子ども育成運動）（再掲）	社会教育課	○こどもが社会において保障されるべきさまざまな権利の尊重に努め、全ての大人がこどもの育成に関心を持ち、かつ、主体的に関わる社会の実現を目指し、市民運動を展開します。 ○「家庭」「地域」「企業等」「学校等」が連携、協働を図りながらこどもの育成に努めます。
		生徒会活性化事業	教育総務課	○佐賀市教科等研究会特別活動部会との協働で、生徒会役員リーダー研修会を開催し、対話を通して、目的を共有し、合意形成を図ることができる生徒のリーダー性を伸ばします。 ○生徒会が主体的に自校の活性化案を見だし、企画・発信を行う学校活性化促進プログラムを実施します。
		こどもの意見を聴く取組の推進	こども政策課	○こどもの意見を取り入れて事業を行うなど、こどもの権利が尊重され、主体性が発揮される環境づくりに努めます。 ○放課後児童クラブでは、こどもたち自身が主体となってクラブ内のルールづくりを行う取組を実施しています。 ○令和7年度に「こんな居場所があったらいいな!」、「こどもにとっての幸せって何だろう?」のテーマでワークショップを実施し、希望者はその内容を市長に直接報告しました。
2 ライフステージを通じた支援を行う				
2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり				
① 遊びや体験活動の推進				
		児童センター事業	こども政策課	来館する児童への遊びの指導及び行事・講座を実施して、こどもたちにさまざまな体験の機会を与え児童の健全な発達を支援します。
		放課後子ども教室	社会教育課	学校の空き教室や公民館等を活用し、地域の方々の参画を得て、放課後や週末等における安全・安心な活動拠点を設け、地域との多様な交流、体験活動などを実施することにより、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
		公民館管理運営事業（社会教育事業）	社会教育課	社会教育活動の拠点として、公民館等での地域におけるさまざまな交流、学習の機会を提供していきます。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		体験型学習の実施	社会教育課	異年齢のこどもたちが、公民館等でさまざまな体験型学習活動やボランティア活動を通じて、こどもたち同士や地域住民の方々との交流を図ります。
		金立教育キャンプ場事業	社会教育課	青少年を対象にキャンプ施設を提供することで、青少年の自然体験を推進するとともに、青少年の健全育成を図ります。
		キャリア教育推進事業	学校教育課	○地元商工団体や業界等からなる NPO 法人鳳雛塾との共同で、キャリア教育を進めます。 ○小学生が地元商店街等で商売を体験する「キッズマーケット」、憧れの職業について聞く「職業人にインタビュー」、中学生がいろいろな職場で活動する「職場体験学習」を核とした授業を実践し、地域社会と連携・協働することにより、職業に関する知識や技能、望ましい職業観や勤労観を身につけ、主体的に生きる態度を育てます。
		早稲田・佐賀 21 世紀子どもプロジェクト	教育総務課	○早稲田大学との連携により、21 世紀の日本を担う人材の育成を図ります。 ○市内在住の中学生を対象とした出前講座や教職員講座、大隈重信をテーマにしたスピーチコンテスト等を開催することにより、こどもたちが大隈重信やふるさと佐賀への理解を深め、郷土のよさを見直す機会や、教職員の資質向上の機会を提供します。
		子どもの発明力・創造力共育事業	教育総務課	○創造性豊かなこどもを育成するため、佐賀商工会議所や市内企業と連携し、公益社団法人発明協会と共催で「佐賀市青少年発明クラブ」を運営します。 ○小学 4 年生から中学 3 年生までの児童生徒が、年間 30 回程度それぞれのアイデアを生かしたものづくりに取り組みます。
		青少年センター管理運営事業	社会教育課	青少年に学習と憩いの場を与え、心身ともに健全な青少年を育成します。
		スポーツ少年団の活動推進事業	スポーツ振興課	スポーツ少年団の育成と活発な活動を促し、こどもたちのこころとからだの健全育成を図ります。
		各種大会出場費補助事業	学校教育課	児童生徒が九州または全国規模の大会に参加する場合に、大会参加経費の一部を助成することにより、競技力の向上を図ります。
		各種スポーツ大会等出場激励金	スポーツ振興課	社会体育で活動する小中学生が九州大会以上のスポーツ大会に出場する際、その活躍を祈念し激励するため、激励金を交付します。
		ふるさと学習支援事業	学校教育課	佐賀市の豊かな自然・貴重な歴史・文化・市民の役に立つ公共施設を学ぶための見学・体験活動を推進・支援し、こどもたちに、ふるさと「さが」を愛する心を育みます。
		図書館運営事業	図書館	図書館資料の貸出・返却・蔵書管理・予約等の業務を適正に遂行し、利用者にとって利便性の高い信頼されるサービスを提供することにより、図書館を快適に利用できるような環境を提供します。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		分室・自動車図書館運営事業	図書館	○市街周辺部等に居住する市民に図書館サービスを提供するため、6分室を運営します。 ○図書館サービスが行き渡りにくい地区の保育所や小・中学校などを、自動車図書館が定期巡回します。
		読書活動支援事業	図書館	○読み語り講座や対面朗読ボランティア養成講座を実施し、図書館や小中学校、地域文庫などにおけるボランティア活動を支援します。 ○課題解決型読書支援として、図書館の使い方講座、調べもの講座など、各種支援講座を実施します。
		子どもの読書活動推進事業	図書館	子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもたちが、学校、家庭及び地域において意欲的に読書に親しみ、生涯にわたって続く読書習慣を身につけることができる環境づくりに取り組みます。
		電子図書館システム運用管理事業	図書館	電子図書館システムの運用により、障がいの有無を問わず、図書館への来館や紙の書籍の利用が難しい子どもたちが気軽に読書に親しめる環境を提供します。
		環境教育の推進	環境政策課	○環境問題に取り組む姿勢を育むとともに環境意識の高揚を図るため、自然体験活動や講座を通じて環境に関する情報や学習の機会を提供するなど各段階に応じた環境教育を推進します。 ○学校現場で取り組まれている環境保全に関わる活動を「佐賀市学校版環境 ISO 認定制度」として取り組むための指導・支援を行います。
		エコプラザ管理運営事業	循環型社会推進課	佐賀市の環境学習の拠点「佐賀市エコプラザ」では、施設見学や各種講座・イベント等を通じて、地球温暖化対策や3R（ごみの減量・再利用・再資源化）の推進などの取組を周知し、市民の環境配慮行動へつなげることで、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生型社会の構築と生活環境の向上を目指します。
		② 生活習慣の形成・定着		
		食育の推進	健康づくり課 こども健康課	○健康講話や調理実習、親子クッキング等、食に関する健康教室や、ライフステージに応じた食生活に関する支援等を実施します。 ○生活習慣病の予防、次世代の健康につながる食育を推進します。
		食に関する教育指導の充実	学事課	○給食の時間だけでなく、特別活動の学級活動や学校行事をはじめ、各教科、道徳、総合的な学習の時間等で、食に関する教育を積極的に行います。 ○食育指導の手引きを活用するとともに栄養職員を配置し、食に関する教育の充実を図ります。
		適切な睡眠習慣と生活リズムの形成の推進	健康づくり課	乳幼児期、学童期からの睡眠・生活リズムの確立の重要性について啓発を行います。
		親子生活習慣病予防事業	こども健康課	親とこどもの生活習慣病予防を目的に4～5か月児セミナー、1歳～1歳5か月児セミナー）を実施し、生活習慣病予防に関する内容（生活リズム、食生活、こどもの発達・発育に関すること等）の指導を行います。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		運動習慣づくりの推進	こども健康課 健康づくり課	○外遊び等、体を動かすことが、心身の成長発達を支え、生活習慣病予防につながることを普及・啓発します。 ○幼児期など早い時期からの外遊び等、体を動かす習慣づくりを推進します。
		③ 将来の可能性を広げるためのジェンダー平等の推進		
		家庭（家事・育児・介護等）におけるジェンダー平等の促進	男女共同参画課 人権・同和政策課	○家庭でのジェンダー平等を推進するため、特に男性の家事・育児・介護等への積極的な参加を促し、家庭内での固定的な性別役割分担の見直しと協働による家庭づくりを推進します。
		学校教育におけるジェンダー平等教育の実践	男女共同参画課 学校教育課	○学校教育の中で、固定的な性別役割分担に基づかない進路選択や生徒指導が行われるよう、こどもに対する男女共同参画に関する授業の実施や、教職員への研修を行います。
		家庭や学校・地域社会におけるジェンダー平等の理解の促進	男女共同参画課 学校教育課	○市民向けの講座や教育・保育従事者研修において男女の人権を取り上げるとともに、小中学生の保護者向けに固定的な性別役割意識の見直しを図ります。
		④ 外国とつながるこどもや若者への支援		
		行政情報の多言語による発信	国際課	○外国人が生活に必要な情報について「やさしい日本語」を含む多言語での情報発信を行います。
		国際理解講座等の実施	国際課	外国青年招致事業（JET プログラム）を活用して国際交流員を配置し地域や学校で講座を開催するなど、国際交流の進展や異文化理解、地域での多文化共生を推進します。
		日本語学習推進事業	国際課	地域日本語教室の実施など、市内の日本語教育環境の充実を図ります。
		国際交流の推進	国際課	姉妹都市の盟約を結んでいる都市と小中学生からなる訪問団の派遣・受け入れ等を通じて得た交流体験から、異文化への興味関心と理解を深める。
		3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供		
		① 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策		
		(i) 妊産婦や乳幼児への保健対策		
		母子保健利用者支援事業（妊産婦の健康相談）	こども健康課	○妊娠届出時に、保健師及び助産師による母子健康手帳の使い方、健康診査の必要性、栄養や歯科保健に関する個別指導を行います。 ○出産後も保健師や助産師による個別相談を行います。
		乳幼児健康相談事業	こども健康課	乳幼児等に対して、身体計測や、育児・栄養・母乳・歯科・ことば等に関して専門職（保健師・助産師・歯科衛生士・栄養士）による個別相談を行い、必要に応じて各専門相談機関等の紹介を行います。また、電話育児相談専用回線を設置し、子育てに関する相談に随時対応します。
		乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦乳幼児訪問指導事業）	こども健康課	保健師及び助産師が全ての家庭を訪問し、妊産婦の健康、疾病予防及び乳幼児の発育、栄養など適切な指導を行うことで不安を軽減し、安心して出産、育児に臨めるように支援を行います。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	こども健康課	生後2か月～4か月の乳児のいる全ての家庭を対象に、母子保健推進員等が家庭訪問を行い、子育てに関する各種事業等の情報提供や育児相談を行います。
		妊産婦の健康診査事業	こども健康課	妊娠届出時に妊婦健康診査受診票及び産婦健康診査受診票を交付し、受診を勧奨します。
		乳児健康診査事業	こども健康課	健康管理の向上を図るために、生後13か月に至るまでの乳幼児に対して無料の健診票を交付し、小児科等での定期的な受診を勧奨します。
		1歳6か月児健康診査事業	こども健康課	○問診・身体計測・内科診察・歯科健診・フッ化物塗布・保健指導・栄養指導等を実施します。 ○何らかの異常及び疑いがある児に対し、精密検査受診券発行や家庭訪問、各相談機関紹介など適切な援助を行います。
		3歳児健康診査事業	こども健康課	○問診・身体計測・内科診察・尿検査・歯科健診・フッ化物塗布・保健指導・栄養指導等を実施します。 ○何らかの異常及び疑いがある児に対し、精密検査受診券発行や家庭訪問、各相談機関紹介など適切な援助を行います。
		5歳児健康診査事業	こども健康課	○問診・身体計測・内科診察及び保健指導・心理発達相談等を実施します。 ○発達障がい等こどもの特性を早期に発見し、適切な支援につなげます。
		産後ケア事業	こども健康課	ショートステイ(宿泊型)・デイサービス(通所型)・アウトリーチ(訪問型)があり、産後の心身のケアや育児のサポートを提供することで、安心して子育てができるよう支援します。
		予防接種事業	健康づくり課	定期的予防接種について、受託医療機関での個別接種を実施し接種勧奨を行います。
		フッ化物応用むし歯予防事業	こども健康課	乳幼児のむし歯をなくすことを目的に、就学前の乳幼児にむし歯予防のための啓発、フッ化物塗布や洗口でのむし歯予防事業を行います。
		栄養指導・相談の実施 【妊娠期・胎児期・乳幼児期】	こども健康課	○健診結果に基づく栄養指導や、ライフステージに対応した栄養相談を実施します。 ○母子健康手帳交付時、乳幼児健康相談、各種健康診査、セミナー等において個別支援を行います。 ○各保育所・幼稚園・認定こども園での食育指導(保育幼稚園課)を行います。
		(ii) 女性や次世代のこどもの健康づくり		
		飲酒、喫煙のリスクに関する教育・啓発の推進	健康づくり課 こども健康課	○市報やホームページ等による飲酒、喫煙のリスクに関する知識の周知・啓発を行います。 ○母子健康手帳交付、乳幼児健康診査・相談、保健指導など保健事業の機会を捉えての教育や情報提供を行います。
		骨粗しょう症の予防及び骨粗しょう症検診についての普及啓発の実施	健康づくり課	○市報やホームページ等により骨粗しょう症に関する知識の周知・啓発を行います。 ○骨粗しょう症検診受診の重要性についての知識の普及啓発を行います。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		プレコンセプションケアに関する普及啓発	こども健康課	将来の妊娠や出産を見据え、性別を問わず若い世代から自分の体や生活を大切にすることの重要性を伝えるため、プレコンセプションケアの啓発に努めます。
		② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策		
		適切な睡眠習慣と生活リズムの形成の推進（再掲）	健康づくり課	乳幼児期、学童期からの睡眠・生活リズムの確立の重要性について啓発を行います。
		喫煙・飲酒・薬物乱用についての知識の普及啓発	健康づくり課 こども健康課	喫煙・飲酒・薬物乱用の身体への影響についての知識の普及啓発を行います。
		思春期保健対策の推進	健康づくり課 こども健康課	○教育委員会や小中学校との情報共有化及び保健指導等のあり方の検討を行います。 ○思春期保健対策（性教育、喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止）について、学校における保健学習との連携及び情報提供を行います。
		栄養指導・相談の実施 【学童期・思春期・青年期～】	こども健康課	○ライフステージに対応した栄養相談、栄養指導を実施します。 ○学校や関係機関と連携した食育を推進します。 ○こどもの体格（やせ・肥満）の実態把握と保健指導を実施します。
		児童生徒の各種健康診断等の実施	学事課	心身ともに健康な児童生徒を育成するため、健康診断を適正に実施し、事後措置を徹底するとともに、学校・家庭・学校医・学校保健関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会等）が連携を図りながら、学校教育活動全体で健康に関する教育に取り組みます。
		予防接種事業（再掲）	健康づくり課	定期的な予防接種について、受託医療機関での個別接種を実施し接種勧奨を行います。
		小中学校におけるフッ化物洗口の実施拡大	こども健康課	むし歯をなくすことを目的に、小中学校におけるむし歯予防のための啓発、フッ化物塗布や洗口でのむし歯予防事業の拡大を図ります。
		③ 医療体制の充実		
		医療体制の充実	健康づくり課	○小児救急医療の普及啓発を行います。 ○かかりつけ医を持つことを推進します。
		休日夜間こども診療所運営事業	健康づくり課	佐賀市医師会により、休日夜間こども診療所の管理・運営を行います。
		在宅当番医制運営事業	健康づくり課	佐賀市医師会により、日曜、休日及び年末年始の診療（初期救急）を行う在宅当番医の運営を実施します。
		病院群輪番制病院運営事業	健康づくり課	佐賀市・多久市・小城市の管内で日曜、休日及び年末年始において、入院が必要な救急患者の診療を行うため、二次救急医療機関が輪番で開院します。
		休日歯科診療所運営事業	健康づくり課	佐賀市歯科医師会により、休日歯科診療所の管理・運営を行います。
		救急医療情報システム	健康づくり課	○佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム「99 さがネット」で県内の医療機関、消防機関を結び、救急医療や医療機関の情報を提供します。 ○同システムを活用し、厚生労働省「医療情報ネット」で住民へ医療機能情報・薬局機能情報を提供します。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		④ こどもの健やかな成長を見守り育む環境づくり		
		妊婦等包括相談支援事業	こども健康課	妊産婦や子育て家庭の不安を解消するために、相談支援を実施します。
		子育て専門相談室	こども健康課	乳幼児健康相談・幼児健診・電話相談・訪問等の結果、ことばの遅れやしつけ等に関して不安や悩みを持つ保護者を対象に医師、公認心理師、言語聴覚士による個別相談を行います。
		母子保健推進員事業	こども健康課	母子保健に関心のある市民を公募し養成を行い、地域活動として乳児とその保護者を対象に家庭訪問を行い、子育てに関する情報提供や子育てサークル・サロン等への支援を行います。
		子育て世帯訪問支援事業	こども家庭課	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行います。
		要保護児童等の見守り体制の構築（再掲）	こども家庭課	○要保護児童等に関する状況把握に努めるとともに関係機関（児童相談所、教育・保育施設、小中学校、民生委員児童委員、医療機関、警察等）との情報共有、連携協力を図りながら見守り体制の構築に努めます。 ○地域の民間団体等を活用した訪問支援を行います。
		サポートママ事業	保育幼稚園課	出産後や妊娠中に、実家や家族等の支援が望めない母親に、家事や育児の手伝いをするサポート・ママを派遣します。
		ファミリーサポートセンター事業	保育幼稚園課	アドバイザーが子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）の組み合わせを行い、保育所、放課後児童クラブ等への送迎や保護者帰宅までの預かりなど、市民同士の相互支援を行います。
		妊産婦、子育て世帯、こどもに関する相談	こども家庭課	○令和7年4月に開設したこども家庭センターでは、妊娠・出産、子育てまで切れ目なく支援を行い、個々の家庭に応じた支援を提供します。 ○市民が気軽に相談できるよう相談窓口の周知に努めます。
		相談支援体制強化事業	こども家庭課	妊娠期から乳幼児期における母子保健機能と児童虐待など子育てに困難を抱えた家庭に対応する、児童福祉機能を有するこども家庭センターを設置し、子育てに関する相談窓口を一元化して、個々の家庭に寄り添った切れ目のない一体的な支援を行います。
		産後うつ病の早期発見・早期対応のための施策	こども健康課	○母子健康手帳交付時におけるメンタルヘルス相談窓口の啓発をします。 ○産科や精神科医療機関との連携による支援をします。 ○母子健康手帳交付時から要支援者（精神疾患の既往者や不安・悩みが強い方）を把握し、産科医療機関との連携による早期支援を実施します。
		助産施設収容措置事業	こども家庭課	経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設において助産を行います。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		「ゆめ・ぼけっと」子育て支援事業	保育幼稚園課	○佐賀市子育て支援センター「ゆめ・ぼけっと」において、子育て中の親子に交流や遊び場を提供するとともに、育児支援の情報提供を行います。 ○専門的な相談に対応するスタッフを配置し育児相談機能を強化するとともに、子育てサークルにスタッフを派遣し、支援やサークル間のネットワーク化を進めます。
		子育て支援センター事業	保育幼稚園課	常設の地域子育て支援センターにおいて、家庭で保育されている就学前児童及び保護者を対象とし、子育てサロン、子育てサークルの支援、育児相談の実施を行い、子育て中の親子同士の交流を図ります。
4 配慮を必要とするこどもや家庭への支援				
① 障がい児・医療的ケア児等への支援				
		障害児福祉手当	障がい福祉課	重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅の児童を対象に手当を支給します。
		特別児童扶養手当	障がい福祉課	心身に政令に定める程度以上の障がいがあり、20 歳未満の在宅の児童を監護している父母または養育者を対象に手当を支給します。（認定：県）
		重度心身障害者医療費助成	障がい福祉課	重度の心身障がい者が、病気やけが等で医療機関等での治療を受けた際の医療費の一部について助成を行います。
		障がい者や障がい児の親が持つ不安や悩みの相談	障がい福祉課	障がい者や障がい児の親が持つ不安や悩みの相談に専門の相談員が対応します。
		親子教室	こども健康課	発達障がいの疑いのあるこどもとその保護者を対象に、遊びを通じた関わりの中でこどもの特性への理解を深め、親子の適切な関わり方を学ぶ教室を実施します。
		発達障がい者等相談支援事業	こども健康課	発達障がいに関連する相談を受け、外部機関と連携しながら就学・就労に向けた支援や生活全般に係る支援等を行います。
		発達障がい児相談室 (ひまわり相談室) 運営事業	学校教育課	発達障がいのあるこどもが、安心して生活できる環境づくりを学校・家庭とともに考えていくため、学校における支援が必要となる児童生徒を対象として、「ガイダンス相談」「来室相談」「電話相談」「検査実施」の相談業務を行うことにより、本人の困り感を減らし、学校生活への適応を図ります。
		発達障がい者及び家族支援事業	こども健康課	発達障がい児の保護者を対象とした前向き子育てプログラムや、一般向けの講演会を実施し、保護者の子育ての不安軽減を図ります。
		児童発達支援事業	こども健康課	自閉スペクトラム症等の発達障がいと診断された未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作、集団生活への適応を目的とした療育支援を行います。
		障がい児保育事業	保育幼稚園課	保育を必要とし、日々通園できる障がい児を保育所、認定こども園において受け入れます。
		特別支援教育補助事業	保育幼稚園課	障がい児の就園の機会を拡充するため、障がい児教育のための人件費及び教育管理に要する経費を私立幼稚園・認定こども園に補助します。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		障がい児学童保育事業	こども政策課	金立特別支援学校・大和特別支援学校に通う児童生徒（小1～高3）のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童生徒を、放課後に児童クラブで受け入れ預かります。
		特別支援教育推進事業	学校教育課	○市立小中学校に在籍する個別の支援が必要な児童生徒に対し、ニーズに合わせたきめ細かな指導や支援ができるよう「学校生活支援員」、「特別支援学級支援員」を配置します。 ○特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級指導教室に通う児童生徒を対象に、1人1台パソコンで包括支援プログラムを使用できるよう整備します。
		医療的ケア児支援事業	学校教育課	市立小中学校に在籍する医療的ケアを必要とするこどもを支援するために、佐賀市と委託契約を結んだ訪問看護ステーション等から看護師等を派遣します。
		障がい児の生活支援（移動・入浴介助等）	障がい福祉課	障がい児に対して外出時の移動支援、入浴介助など、生活全般の支援を行います。
		障がい児の生活支援（日中一時支援事業）	障がい福祉課	障がい児等の日中における活動の場を確保し、また、障がい児等の家族の就労支援及び家族の一時的な負担軽減を図るため、日中の一時預かりを実施します。
		医療的ケア児の家族へのレスパイト支援事業（在宅レスパイト、預かり支援）	障がい福祉課	医療的ケアが必要な障がい児を介護する家族等の負担軽減のため、自宅や外出先で医療的ケアを実施します。また、宿泊を伴う預かりの場の確保のために、看護師等確保に対する取組を行います。
		② こどもの貧困の解消に向けた支援		
		生活自立支援センターにおける生活の相談	生活福祉課	どこに相談してよいのか分からない、生活の悩みや経済的な困りごとについて、相談員と一緒に考えながら生活を立て直したり、困りごとの解決に向け支援します。
		ライフプラン（生活設計）の相談	こども家庭課	将来の親自身とこどもにかかる費用について、計画を立てて生活できるよう、ライフプラン（生活設計）の相談について、積極的に働きかけます。
		家計相談	生活福祉課	生活困窮者からの相談を受けて、家計の現状把握と支出の見直し、生活再生プランの作成、債務整理、公共料金等の滞納解消に向けての支援を行い、家計の立て直しを支援します。
		消費問題、借金等の相談対応	生活安全課	○消費問題や多重債務などの借金に関する相談に専門の相談員が応じます。 ○関係機関・部署との連携を強化し、相談窓口への誘導を図ります。
		福祉・就労支援コーナーえびすワークさがし	生活福祉課	ハローワークの就職支援ナビゲーター2名が常駐し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭や、失業等で生活困窮している方等を対象として、就職相談、職業紹介、就職活動のアドバイス等を行います。
		生活自立支援センターにおけるこどもへの学習支援	生活福祉課	学習塾に通うことができない生活困窮世帯のこども（小中学生、高校中退者等）を対象として、進学相談や学習支援を行います。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		経済的支援制度の周知	こども家庭課	生活を維持するために必要な経済的支援を確実に受けられるよう必要な制度の周知に努め、利用促進を図ります。
		生活保護	生活福祉課	○生活困窮者に対して、生活保障をしながら自立に向け支援を行います。 ○資産や収入などの調査をした上で国の基準生活費と比べ、資産や収入の方が少ない場合に、その差額分を給付します。
		小学校・中学校就学援助事業	学事課	市内に在住し、小中学校に通う児童生徒のいる世帯で、経済的に困窮している保護者に対し、学用品費・給食費等の一部を援助します。
		特別支援教育就学奨励費	学事課	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費（学用品費・給食費等）の一部を補助します。
		住居確保給付金	生活福祉課	○就労能力と就労意欲のある方のうち、離職等を理由に家賃の支払いが困難となり、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、就職に向けた支援を行います。 ○収入が大きく減少し、家賃の低廉な住宅へ転居することで家計改善が見込まれる方へ、転居のための初期費用の補助を行います。
③ 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援				
		子育て世帯訪問支援事業（再掲）	こども家庭課	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行います。
		民生委員・児童委員、主任児童委員による相談対応・情報提供	こども家庭福祉総務課（民生委員）	○国から委嘱を受けて地域で活動している一番身近な相談員として、こどもや家庭、地域のことなど児童福祉に関する相談に対応します。 ○民生委員・児童委員等に対して、ヤングケアラーに関する支援マニュアルの配布や児童福祉に関する研修を開催し、相談対応力の向上を図ります。
		子どもへの暴力防止ワークショップ開催事業（再掲）	こども家庭課	こどもや教職員、地域の大人が暴力に対する知識や自身が被害にあったときの対処法、権利の意味や行使の方法について学ぶワークショップを開催し、地域ぐるみで子どもへの暴力防止を図ります。
		こども SOS カードの配布（再掲）	こども家庭課	こども自身が困っていること、悩んでいること等を電話などで相談できるよう「こども SOS カード」を作成・配布します。（対象者：小学4～6年生・全中学生）
		児童虐待防止専門化講座開催事業	こども家庭課	こどもに関わるさまざまな機関の連携強化と対応力の向上・定着を図るための講座を実施します。
		要保護児童対策地域協議会開催事業（再掲）	こども家庭課	要保護児童対策のために、関係機関による必要な情報交換や援助方針、役割分担に関する協議を行います。
		要保護児童等の見守り体制の構築（再掲）	こども家庭課	○要保護児童等に関する状況把握に努めるとともに関係機関（児童相談所、教育・保育施設、小中学校、民生委員児童委員、医療機関、警察等）との情報共有、連携協力を図りながら見守り体制の構築に努めます。 ○地域の民間団体等を活用した訪問支援を行います。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		相談支援体制強化事業(再掲)	こども家庭課	妊娠期から乳幼児期における母子保健機能と児童虐待など子育てに困難を抱えた家庭に対応する児童福祉機能を有するこども家庭センターを設置し、子育てに関する相談窓口を一元化し、個々の家庭に寄り添った切れ目のない一体的な支援を行います。
		養育支援訪問事業	こども家庭課	家庭養育上支援の必要な家庭に対し、こども家庭支援員等が訪問し、適切な養育に関する支援や助言等を実施します。
		子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	こども家庭課	○保護者の疾病や出産、育児疲れ等の理由で家庭での養育が困難となった場合に、児童福祉施設等において一時的にこどもを預かります。 ○児童福祉施設に専従職員を配置し、事業の利用調整や啓発、利用家庭の相談支援を行い、保護者が安定して利用することができるよう専用居室を確保します。
		④ 自殺やひきこもり、少年非行等への対応		
		子どもへの暴力防止ワークショップ開催事業(再掲)	こども家庭課	こどもや教職員、地域の大人が暴力に対する知識や自身が被害にあったときの対処法、権利の意味や行使の方法について学ぶワークショップを開催し、地域ぐるみで子どもへの暴力防止を図ります。
		子ども・若者支援事業(再掲)	社会教育課	○まなざし育成委員による街頭見守り活動を実施します。 ○子ども・若者支援専門官によるインターネット内の見守り活動やこども電話・面談・メール相談を行います。 ○ニート、ひきこもり、不登校等の困りごとを抱える子ども・若者(40歳未満)やその家族からの相談に対応するとともに、必要に応じて訪問支援、講座、教室等を実施し、学校復帰や社会復帰に向けて支援します。
		悩みを抱えるこどもへの支援	こども家庭課	不安や孤独な気持ちを抱えながらも誰かに相談したり、うまく気持ちを伝えられないこどものいる家庭等へ専門の支援員が訪問し、こどもの悩みや思いを傾聴し、こどもが気軽に相談できる関係づくりに努めます。
		こども SOS カードの配布(再掲)	こども家庭課	こども自身が困っていること、悩んでいること等を電話などで相談できるよう「こども SOS カード」を作成・配布します。(対象者:小学4~6年生・全中学生)
		こころの相談	健康づくり課	○市民が自らこころの状態をチェックできるツールとして「こころの体温計」をホームページ上に公開します。 ○自殺対策、うつ予防など心の健康づくり対策の一環として、市報や「労政だより」等を活用した広報を実施します。 ○メンタルヘルス研修会や自殺予防週間(9月)、自殺予防対策強化月間(3月)に関連するキャンペーンを実施します。

基本目標	施策	個別事業名	担当課	事業内容
		自殺者の減少を図るための施策	健康づくり課	<p>○ストレスやメンタルヘルスに対する正しい知識の啓発や、メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」で自らのストレス状態を把握し、医療や相談機関につながるための情報提供を推進します。</p> <p>○自殺のサインに気づき、必要な支援や相談につなげるゲートキーパーを養成します。</p> <p>○こども、若者の自殺対策や女性の自殺対策の推進を行います。</p> <p>○相談窓口（電話、SNS、来所）の周知啓発を行います。</p> <p>○関係部署及び関係機関とのネットワークを強化します。</p>
		スクールカウンセラー活用事業（再掲）	学校教育課	<p>○全ての市立小中学校に臨床心理士等からなるスクールカウンセラーを配置し、悩みを抱える児童生徒や保護者の教育相談に応じます。</p> <p>○校内研修などで、講話・演習等を依頼し、教職員のカウンセリング能力の向上に努めます。</p>
5 こどもや若者、子育てにやさしいまちづくり				
① こどもの安全の確保				
		交通公園運営事業	生活安全課	交通公園において、未就学児や児童生徒が、交通安全に関するマナーやルールに関する学習ができる場の提供を行います。
		交通安全対策事業	生活安全課	交通安全実施計画を策定し、関係機関と連携して、交通安全意識の高揚や交通事故防止に係る周知・啓発事業を行います。
		交通安全指導員活動事業	生活安全課	各地区の交通安全指導員による通学路での街頭指導や、交通安全啓発事業に取り組みます。
		生活安全推進事業	生活安全課	生活安全推進協議会において、主に防犯に関する活動状況や取組などについて協議を行うとともに、防犯協会の活動を支援します。
		学校情報携帯メール配信事業	学事課	さがんメール配信に登録をした小中学校の児童生徒の保護者等に対し、犯罪・災害等緊急情報や学校情報を通知します。
② 生活環境の整備				
		交通安全対策事業	道路整備課	交通安全施設（防護柵、区画線、視線誘導標等）や歩行空間（カラー舗装等）の整備などを行います。
		道路維持補修事業	道路整備課	道路パトロールや市民・通行者等から得た情報をもとに、道路の舗装、側溝や護岸などの破損、崩壊箇所を補修します。
		道路一般改良事業	道路整備課	道路整備に関する住民要望に対し、評価制度を導入し、市道の改良や補修等を実施します。
		防犯カメラ維持管理事業	生活安全課	少年非行や犯罪発生の重点パトロールエリア等において、防犯カメラを設置し非行や犯罪の抑制を図ります。
		防犯灯設置助成事業	生活安全課	自治会等による地区内の犯罪の抑制、防止及び夜間の交通事故防止のための防犯灯の新設等にかかる経費の一部を助成し、設置を推進します。
		市有施設バリアフリー化	建築住宅課	主に市民が使用する市有施設について、バリアフリー化の助言を行います。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		都市公園安全安心対策事業	緑化推進課	佐賀市都市公園施設長寿命化計画のもと、老朽化している既存の都市公園施設の計画的な補修や更新（バリアフリー化）を実施し、安全で安心な遊び場と快適な子育て空間の提供を行います。
		公園維持管理事業	緑化推進課	都市公園及び開発公園等の清掃や維持管理、定期的なパトロールや施設の点検等を行い、公園施設を良好な状態に保持します。
		公園整備事業	緑化推進課	都市公園の整備事業については、バランスのいい配置を考慮し、こどもから高齢者までの健康増進と快適な子育て空間の創生を行い、子育て支援対策を推進します。
		自治会管理の児童遊園地に対する設備整備補助	緑化推進課	自治会等による児童遊園地の設置、補修等にかかる経費への補助を行い、健全な遊び場の提供や児童の健康増進及び情操の高揚を図ります。
		建築確認審査等事業	建築指導課	建築基準法に基づく建築確認申請の審査や、佐賀県福祉のまちづくり条例に基づく審査・検査を行い、安全・安心で利用しやすい建築物の建築を促進します。
		児童を複数扶養する世帯の市営住宅への優先入居	建築住宅課	①優先入居制度 同居する18歳以下の子が複数いる世帯（母子・父子家庭は1名以上）は、市営住宅定期募集時に指定した優先入居住宅への申込をすることができます。 ②抽選優遇制度 入居者または同居者が、ひとり親世帯（母子家庭または父子家庭で18歳以下の同居する子どもがいる世帯）は抽選球を1個追加します。 上記の①②を運用し、定期募集対象の全住戸において優遇措置を設けます。
		放置自転車等対策事業	建設監理課	市管理の自転車駐車場の管理運営と合わせ、放置自転車の指導、警告、撤去とその返還を行います。
③ 学校や地域、行政等の協働・連携体制の整備				
		コミュニティ・スクール推進事業	教育総務課	保護者や地域住民が学校運営に参画できるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に取り組み、地域と学校が目標やビジョンを共有し、一体となった活動を行います。
		放課後等補充学習支援事業	学校教育課	中学校において、学習内容や学習習慣の定着が十分に図られていない生徒のため、地域の人材等を活用し、放課後や長期休業中に補充学習を行うことにより、基礎学力の定着と学習習慣の確立を図ります。
		学校経営方針の明確化と学校運営の改善事業	学校教育課	○地域とともにある学校づくりを推進するため、市立小中学校では、教育目標を分かりやすく示すとともに、より具体化した教育計画の策定に努めます。 ○教育目標を具現化するために、学校運営組織の見直しに取り組み、組織としての機能の充実に努めます。
		学校評議員等活用事業	学校教育課	市立小中学校に学校評議員・学校運営協議会委員を委嘱し、制度を活用して、学校と保護者・地域の融合を図ります。これにより、学校が行う教育活動のさらなる活性化を目指します。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		学校フリー参観デー開催事業	学校教育課	開かれた学校づくりの一環として、また、佐賀市の教育に対する理解促進のために、市立小中学校において、授業など教育活動を児童生徒の保護者だけでなく、広く市民にも公開します。
		学校体育施設開放事業	スポーツ振興課	小中学校体育施設を学校運営に支障のない範囲で開放し、スポーツの場として有効活用します。
		子どもへのまなざし運動 (市民総参加子ども育成運動) (再掲)	社会教育課	○こどもが社会において保障されるべきさまざまな権利の尊重に努め、全ての大人がこどもの育成に関心を持ち、かつ、主体的に関わる社会の実現を目指し、市民運動を展開します。 ○「家庭」「地域」「企業等」「学校等」が連携、協働を図りながらこどもの育成に努めます。
		協働促進のための環境整備 (1) 市民活動拠点運営事業	協働推進課	市民活動の推進を図るため、市民活動団体の活動拠点となる市民活動プラザを設置しています。
		協働促進のための環境整備 (2) 市民活動推進事業	協働推進課	ボランティアや市民活動団体など、市民による自発的で社会性のある活動を支援するための環境整備を図ります。
		社会福祉協議会運営費等補助	福祉総務課	地域福祉の推進主体である佐賀市社会福祉協議会の、円滑な運営及び地域福祉活動の促進のために要する経費の補助を行います。
		地域福祉活動事業費補助	福祉総務課	地域福祉活動を担う基礎組織である校区社会福祉協議会に対し、佐賀市社会福祉協議会を通じて、補助を行います。
		民生委員児童委員活動費補助	福祉総務課	地域での見守りや身近な相談相手として住民と行政等とのつなぎ役である民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動に要する経費に対し補助を行います。
		地域福祉計画推進事業	福祉総務課	市が策定している地域福祉計画に係る(地域福祉計画)策定推進委員会を開催し、地域福祉の向上を目指します。
		スポーツ指導者育成事業	スポーツ振興課	こどもたちが、いきいきとスポーツができる環境づくりのため、所定の資格を取得しようとする市内少年スポーツクラブ等の指導者に対し、資格取得にかかる経費の一部を助成します。
		総合型地域スポーツクラブの 設立支援事業	スポーツ振興課	地域住民が自主的に運営する多世代、多種目、多志向により活動している総合型地域スポーツクラブの設立支援を行います。
④ こどもが安心できる居場所の提供				
		こどもの居場所づくり事業	こども政策課	全てのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、地域コミュニティの中で育つことができるよう、食事の提供や学習の支援、多世代交流等を行う居場所づくりを推進します。
		放課後子ども教室(再掲)	社会教育課	学校の空き教室や公民館等を活用し、地域の方々の参画を得て、放課後や週末等における安全・安心な活動拠点を設け、地域との多様な交流、体験活動などを実施することにより、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

基本目標	施策	個別事業名	担当課	事業内容
		青少年センター管理運営事業（再掲）	社会教育課	青少年に学習と憩いの場を与え、心身ともに健全な青少年を育成します。
		公民館管理運営事業（社会教育事業）（再掲）	社会教育課	社会教育活動の拠点として、公民館等での地域におけるさまざまな交流、学習の機会を提供していきます。
		児童遊園、児童広場の環境整備	緑化推進課	児童遊園地・児童広場の清掃や維持管理、定期的なパトロールや施設の点検等を行い、公園施設を良好な状態に保持します。
		児童センター事業（再掲）	こども政策課	来館する児童への遊びの指導及び行事・講座を実施して、こどもたちにさまざまな体験の機会を与え児童の健全な発達を支援します。
		児童センター等整備事業	こども政策課	既存施設の設備等の機能強化を図るとともに、施設の老朽化により統合及び新設を必要とする児童センターについて検討するなど、児童センター及び児童館個別施設計画に基づき整備を進めます。
		放課後児童クラブ	こども政策課	保護者が就労等により放課後家庭にいないことが常態である小学校に就学している児童の放課後や長期休業中の居場所を確保することを目的として放課後児童クラブを実施します。
		放課後児童クラブ等整備事業	こども政策課	○既存施設の設備等の機能強化を図るとともに、受皿拡大に向けて実施場所となる施設の改修や新設などについて検討するなど、放課後児童クラブ個別施設計画に基づき整備を進めます。 ○整備にあたっては、待機児童がいる校区を優先的に受け入れ数の拡大を図るとともに、受け入れ態勢の整った校区から順次受け入れ学年の拡大を図ります。
		図書館運営事業（再掲）	図書館	図書館資料の貸出・返却・蔵書管理・予約等の業務を適正に遂行し、利用者にとって利便性の高い信頼されるサービスを提供することにより、図書館を快適に利用できるような環境を提供します。
6 子育て当事者への支援				
① 共働きへの理解、共育での推進				
		労政情報発信事業	経済政策課	労政だより等により、労働局等関係機関から収集した労政情報を積極的に提供します。
		ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画課	○ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、事業主や労働者に対して理解と推進を図ります。男女の意識改革や男性の育児休暇取得に関わる啓発も強化し、女性の能力発揮とともに多様で柔軟な働き方を推進します。
		企業改革支援事業	経済政策課	市内事業者が「働きやすさ」と「働きがい」を両立した職場環境づくりに取り組むことで、柔軟かつ安心して働ける制度・環境と意欲的に働ける組織文化の構築を推進します。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		子どもへのまなざし運動 (市民総参加子ども育成運 動) (再掲)	社会教育課	○こどもが社会において保障されるべきさまざまな権利の尊重に努め、全ての大人がこどもの育成に関心を持ち、かつ、主体的に関わる社会の実現を目指し、市民運動を展開します。 ○「家庭」「地域」「企業等」「学校等」が連携、協働を図りながらこどもの育成に努めます。
		② 地域子育て支援、家庭教育支援		
		家庭教育講座講師派遣事業	社会教育課	家庭教育について、保護者自らが考える機会を拡充するため、小中学校の新入学説明会や各種団体が開催する家庭教育講座へ講師を派遣します。
		民生委員・児童委員、主任児童委員による相談対応・情報提供 (再掲)	こども家庭課 福祉総務課 (民生委員)	○国から委嘱を受けて地域で活動している一番身近な相談員として、こどもや家庭、地域のことなど児童福祉に関する相談に対応します。 ○民生委員・児童委員等に対して、ヤングケアラーに関する支援マニュアルの配布や児童福祉に関する研修を開催し、相談対応力の向上を図ります。
		子育て支援センター事業 (再掲)	保育幼稚園課	常設の地域子育て支援センターにおいて、家庭で保育されている就学前児童及び保護者を対象とし、子育てサロン、子育てサークルの支援、育児相談の実施を行い、子育て中の親子同士の交流を図ります。
		サポートママ事業 (再掲)	保育幼稚園課	出産後や妊娠中に、実家や家族等の支援が望めない母親に、家事や育児の手伝いをするサポート・ママを派遣します。
		ファミリーサポートセンター事業 (再掲)	保育幼稚園課	アドバイザーが子育ての応援をしてほしい人 (依頼会員) と子育ての応援をしたい人 (提供会員) の組み合わせを行い、保育所、放課後児童クラブ等への送迎や保護者帰宅までの預かりなど、市民同士の相互支援を行います。
		③ ひとり親家庭への支援		
		(i) 相談支援体制の強化・情報提供の充実		
		妊産婦、子育て世帯、こどもに関する相談 (再掲)	こども家庭課	○令和7年4月に開設したこども家庭センターでは、妊娠・出産、子育てまで切れ目なく支援を行い、個々の家庭に応じた支援を提供します。 ○市民が気軽に相談できるよう相談窓口の周知に努めます。
		離婚前からの相談	こども家庭課	○離婚、借金、DV、出産、共同親権、法定養育費等の相談に専門の相談員が対応します。 ○離婚するかどうか迷っている方も気軽に相談できるよう、相談窓口の周知に努めます。 ○離婚協議や養育費確保、親子交流等に関する相談に弁護士が応じる法律相談を開催します。
		早期相談の促進	こども家庭課	○ひとり親家庭等の親が1人で葛藤や悩みを長く抱え続けることがないように、市報や子育てガイドブックなどさまざまな広報媒体を活用し、情報提供します。 ○LINEでの相談予約受付を行い、相談しやすい環境整備に努めます。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		母子相談事業	こども家庭課	○ひとり親家庭の母・父等からのさまざまな相談に対し、母子・父子自立支援員が自立に必要な情報提供や、相談指導等の支援を行います。 ○各種制度や支援内容をまとめたひとり親ハンドブックを作成し、子育て等に必要な情報提供を行います。
		ひとり親家庭相談	こども家庭課	○ひとり親家庭相談（住まい、こどもの養育、就業、貸付金、養育費等）に専門の相談員が対応します。 ○えびすワークさがし等と連携した就業支援を行うとともに、今後予想される父子家庭からの相談にも対応できるように、研修等に積極的に参加し、相談員の専門性の維持・向上を図ります。
		庁内関係部署の連絡会議の開催	こども家庭課	ひとり親家庭等の支援に関わりが深い庁内の関係部署の個々の事業が最大限の成果を得られるよう、本計画の進捗の検証や課題の共有を図ります。
		ひとり親家庭くらしのハンドブック作成	こども家庭課	○ひとり親家庭等が必要とする制度や手続き等の情報を幅広く分かりやすい形で掲載した、佐賀市独自のハンドブックを作成します。 ○さまざまな環境で過ごす方に情報を届けるため、従来の紙のハンドブックに加え、Web上でも活用していただけるように整備します。
		ホームページによる情報提供の充実	こども家庭課	ひとり親家庭等が都合のよい時間に必要な情報が入手できるように佐賀市のホームページでの分かりやすい情報提供を行います。
		生活状況の変化に応じた支援内容一覧の作成	こども家庭課	ひとり親になった直後から新しい生活を築いていくにあたって利用できる制度や、必要な手続き及びこどもの成長段階ごとの支援内容を分かりやすく紹介するための一覧を作成し、離婚前相談や離婚届出時、及びひとり親家庭の申請時に配付するなど、早い段階での情報提供に努めます。
		関係者の理解の促進	こども家庭課	ひとり親家庭等と直接接する機会のある学校や幼稚園、保育所等の関係者に対し、ひとり親家庭等に対する理解の促進を図りながら、こどもの健全育成が確保されるような配慮を求めます。
		ひとり親家庭等の交流の促進	こども家庭課	○ひとり親家庭等が抱える不安や悩みの緩和を目指して、ひとり親家庭等でも気兼ねなく交流できる場の情報提供を行い、交流の促進に取り組みます。 ○ひとり親家庭等のニーズに柔軟に対応するため、積極的にNPO等の市民活動団体との情報共有や連携を図ります。
		公営住宅、母子生活支援施設等住宅に関する情報の一元的提供	こども家庭課	公営住宅や母子生活支援施設などの住宅を選択する際に必要な家賃、入居条件、学校、教育・保育施設の場所等の情報を分かりやすく提供します。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		(ii) 子育て・生活支援の充実と就業支援体制の確立		
		健康管理、健康診査受診の啓発	健康づくり課 こども家庭課	○ひとり親家庭等の親の健康を守るために、健康管理に対する意識を高めるとともに定期的な健康診査の受診を促すための啓発を行います。(健康づくり課) ○ひとり親家庭等の親の健康を守るために、健康診査の案内や医療費の助成を行います。(こども家庭課)
		教育・保育施設入所	保育幼稚園課	○保護者の就業や産前・産後などの理由により家庭でこどもを保育することができない場合に教育・保育施設において保育を実施します。 ○利用調整においては、基準点を加点し優先して利用ができるように調整します。
		日常生活支援サービスの情報提供 (県実施事業)	こども家庭課	佐賀県ひとり親家庭サポートセンターで実施される日常生活支援サービス(親が病気や就業活動の際に一時的に家事や子育てを支援する家庭生活支援員を派遣)について、必要な方に積極的な情報提供を行います。
		児童を複数扶養する世帯の市営住宅への優先入居(再掲)	建築住宅課	①優先入居制度 同居する18歳以下の子が複数いる世帯(母子・父子家庭は1名以上)は、市営住宅定期募集時に指定した優先入居住宅への申込をすることができます。 ②抽選優遇制度 入居者または同居者が、ひとり親世帯(母子家庭または父子家庭で18歳以下の同居するこどもがいる世帯)は抽選球を1個追加します。 上記の①②を運用し、定期募集対象の全住戸において優遇措置を設けます。
		住居確保給付金(再掲)	生活福祉課	○就労能力と就労意欲のある方のうち、離職等を理由に家賃の支払いが困難となり、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、就職に向けた支援を行います。 ○収入が大きく減少し、家賃の低廉な住宅へ転居することで家計改善が見込まれる方へ、転居のための初期費用の補助を行います。
		母子生活支援施設の利用促進	こども家庭課	○母子家庭の母、またはこれに準ずる事情にある女子がこどもを十分に養育できない場合、こどもとともに入所する施設で、専門の指導員が指導、援助を行います。これにより母子が自立に向けて安心して生活できるよう必要な措置支援を行います。
		身元保証人確保対策(母子生活支援施設入・退所者)	こども家庭課	母子生活支援施設に入所中または退所した者が就職、または住宅を賃借する際に親等による保証人が得られない場合、施設長が保証人となる「身元保証人確保対策事業」を実施します。
		母子・父子自立支援プログラム策定事業	こども家庭課	ひとり親家庭等の親のよりよい就業のために、母子・父子自立支援プログラム策定員が個別に面接を行い、就業の希望や生活・子育てにおける課題等を把握し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定して、ハローワークと連携しながら就業支援を行います。(令和6年8月より児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃。)

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		就業相談窓口の設置	こども家庭課	<p>○ひとり親家庭等の就業に関する悩みに専門の相談員が対応します。</p> <p>○母子・父子自立支援プログラム事業の対象とならないひとり親家庭等の希望者を対象にプログラムの策定を行い、ハローワークやマザーズコーナー、えびすワークさがし等と連携して就業支援を行います。</p> <p>○父子家庭の父も気軽に相談できる窓口を目指し、制度や相談内容等の周知を図ります。</p>
		福祉・就労支援コーナーえびすワークさがし（再掲）	生活福祉課	ハローワークの就職支援ナビゲーター2名が常駐し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭や、失業等で生活困窮している方等を対象として、就職相談、職業紹介、就職活動のアドバイス等を行います。
		母子家庭等高等職業訓練促進費等事業	こども家庭課	母子家庭の母または父子家庭の父の就労促進のための教育訓練に対する給付金や就業に役立つ資格取得のための生活費の援助等を実施します。
		自立支援教育訓練給付	こども家庭課	<p>○ひとり親家庭の母または父が、指定講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座が対象）を受講する場合、費用の一部を助成します。</p> <p>○安定的な就業の実現に向けて、制度の周知と利用の促進を図ります。（児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃。）</p>
		高等職業訓練促進給付	こども家庭課	<p>○児童扶養手当受給の所得水準のひとり親家庭の母または父が、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格取得を目指し、6か月以上専門学校や大学等の養成機関で修業する場合に、生活費の一部を給付します。</p> <p>○安定的な就業の実現に向けて、制度の周知と利用の促進を図ります。なお、その者の所得が児童扶養手当受給の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とします。</p>
		学び直し支援事業	こども家庭課	<p>○高等学校を卒業していないひとり親家庭の親または20歳未満の児童が、高等学校卒業程度認定試験を目指す場合に、対象講座修了時と試験合格時に給付金を支給します。</p> <p>○ひとり親家庭の親及び児童の学びなおしの支援をすることで、資格取得を有利にし、安定的な就業の実現に向けて、制度の周知と利用の促進を図ります。（児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃。）</p>
		働きやすい職場環境の実現に向けた啓発	経済政策課	<p>○事業所へ送付する広報誌「労政だより」の発行（1年間に4回発行予定）などを通して雇用主へ子育て支援の一環として働きやすい職場環境の実現を呼びかけます。</p> <p>○ひとり親家庭等の親を雇用した事業主を対象とした支援制度等の周知や利用の啓発を行います。</p> <p>○「労政だより」については、紙からデータに変更し配布予定です。</p>

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		(iii) 経済的支援や養育費の確保の推進等		
		児童扶養手当	こども家庭課	ひとり親家庭等の児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、離婚等により父または母と生計を別にしている18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障がいがある場合は20歳未満）を監護する父もしくは母または養育者に手当を支給します。
		ひとり親家庭等医療費助成	こども家庭課	ひとり親家庭等の父または母及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童が病気やけが等で医療機関等で治療を受けたときの医療費の一部について助成を行います。
		母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（住宅資金、転宅資金、活資金等）	こども家庭課	母子・父子・寡婦家庭の生活の安定のために必要な資金（事業開始、事業継続、技能習得、就職支度、住宅、転宅、医療介護、生活、結婚、特例児童扶養）の貸付を行います。（申請は市の窓口で受け付けるが、貸付の実施は佐賀県が行います。）
		母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（修学資金、就学支度資金）	こども家庭課	こどもが高校や大学へ進学するための修学資金や就学支度資金の貸付を行います。（申請は市の窓口で受け付けるが、貸付の実施は佐賀県が行います。）
		市県民税の寡婦・ひとり親控除	市民税課	配偶者と離婚または死別された方、未婚の方でひとり親控除の対象となる方に対し、申告に基づき市県民税の優遇措置を適用します。
		保育料の軽減	保育幼稚園課	ひとり親に対して税額等に応じた保育料の軽減を行います。
		公金滞納の解決に向けた相談対応	こども家庭課	市民税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料など公金滞納を抱えるひとり親家庭等が希望される場合に、専門の相談員が各滞納相談窓口への同行や解決に向けた助言を行います。
		親の扶養義務の履行を促すための啓発	こども家庭課	離婚協議の際に、こどもが経済的に自立するまでの養育費に関して誠実に取り決めが行われ、双方の親がこどもへの扶養義務を履行するよう啓発を行います。特に支払う側と受け取る側双方の意識づけのため、リーフレット等の作成を行い、任意の履行促進を図ります。
		養育費取得促進のための相談・情報提供	こども家庭課	○養育費の取り決めを行う場合や取り決めが履行されない場合の相談に対応するとともに、活用可能な法的手段や法定養育費等に関する情報提供を行います。 ○養育費の取り決めに関する離婚前からの意識づけや、離婚時に確実な取り決めを行う必要性について情報提供を行います。
		養育費確保支援事業	こども家庭課	○養育費の取り決めを行う場合や、取り決めが履行されない場合の相談に対応するとともに、活用可能な法的手段に関する情報提供を積極的に行います。 ○公正証書等作成経費及び養育費保証契約締結経費の助成を行います。（対象経費の全額、それぞれ上限5万円）
		離婚届提出時の相談窓口案内の徹底	市民生活課	未成年の子をもつ父母が離婚届の際に養育費の支払いや面会交流について「まだ取り決めをしていない」と記載されている場合は、相談窓口を案内します。

基本 目標	施策	個別事業名	担当課	事業内容
		相談窓口の周知・適切な窓口の紹介	こども家庭課	○養育費に関する相談に専門の相談員が応じます。 ○法的な手続きを必要とする場合は適切な専門機関の窓口を紹介します。
		親子交流の支援	こども家庭課	こどもと離れて暮らす親の親子交流に困難が伴う場合の支援について、NPO等の市民活動団体とも連携しながらそのあり方について検討します。
		④ 子育てや教育に関する負担の軽減		
		(i) 経済的負担の軽減		
		養育医療給付事業	こども健康課	入院が必要な未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行います。
		妊婦のための支援給付事業	こども健康課	子育てサービス等に活用できる「妊婦支援給付金」を支給します。
		児童手当支給事業	こども家庭課	こどもを養育する全ての家庭の生活の安定とこどもの健全な成長を促すために18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に手当を支給します。
		特別児童扶養手当(再掲)	障がい福祉課	心身に政令に定める程度以上の障がいがあり、20歳未満の在宅の児童を監護している父母または養育者を対象に手当を支給します。(認定:県)
		子どものための教育・保育給付事業	保育幼稚園課	認定を受けた就学前の児童が、特定教育・保育施設等(保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業)において特定教育・保育等の提供を受けた際に、当該教育・保育等に要した費用の一部を支給します。
		子育てのための施設等利用給付事業	保育幼稚園課	認定を受けた就学前の児童が、特定子ども・子育て支援施設等(幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等)において特定子ども・子育て支援を受けた際に、当該特定子ども・子育て支援に要した費用の一部を支給します。
		実費徴収に係る補足給付事業	保育幼稚園課	幼稚園(新制度未移行園)に通う児童のいる世帯で、世帯所得の状況等を勘案して市が定める基準に該当する保護者に対し、給食費(副食費)の一部を補助します。
		小学校・中学校就学援助事業(再掲)	学事課	市内に在住し、小中学校に通う児童生徒のいる世帯で、経済的に困窮している保護者に対し、学用品費・給食費等の一部を援助します。
		通学費補助事業	学事課	富士町・大和町・三瀬村の山間部に居住し、指定小中学校に通学する児童生徒の保護者に対して、バス定期券代の一部を補助します。
		子どもの医療費助成事業	こども家庭課	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこどもに対して、入院・通院・調剤に係る医療費の一部を助成します。(小学校就学前までは調剤に係る自己負担なし)
		市県民税の扶養控除	市民税課	こどもなどの扶養親族がいる方に対し、申告に基づき市県民税の優遇措置を適用します。
		特別支援教育就学奨励費(再掲)	学事課	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費(学用品費・給食費等)の一部を補助します。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		遺族基礎年金	保険年金課	国民年金の被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした人などが死亡したとき、その人と生計を同じくしていた子のある配偶者または子に遺族基礎年金を給付します。
		(ii) 事務手続きの負担の軽減		
		SNS 等を活用したイベント・手続き等の情報発信	こども家庭課	市内で開催されるイベント情報や行政の手続き、健康に関する情報などを SNS や HP で発信します。
		子育て支援情報発信事業	こども政策課	佐賀市子育て・教育ポータルサイト「Hug」を運営するとともに、佐賀市 LINE 公式アカウントにより子育て支援情報の配信を行います。
		母子保健 DX 推進事業	こども健康課	電子版母子健康手帳「さが親子手帳アプリ」を活用し、電子申請の導入による事務手続きの負担軽減、情報発信の強化等を行います。
		関係機関を含めた相談窓口の情報共有	こども家庭課	家庭や家族の悩みを抱える方がどの相談窓口を訪れても窓口間の連携による総合的な支援や適切な情報提供が行われるよう、関係機関や市が設置する相談窓口の連携強化を目的として、定期的な支援制度・手続き等に関する情報共有を図ります。
		ひとつの相談窓口では解決することが困難な問題に対応できる相談環境の整備	福祉総務課	福祉まるごと相談窓口において複合的な問題を抱える市民からの相談に対応し、庁内の関係部署や庁外の関係機関を連携して包括的な支援の調整を行います。

3 成長段階に応じた支援を充実する

7 誕生前から幼児期までの支援

① 妊娠期、出産など産前産後の支援の充実

妊婦等包括相談支援事業（再掲）	こども健康課	妊産婦や子育て家庭の不安を解消するために、相談支援を実施します。
乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦乳幼児訪問指導事業）（再掲）	こども健康課	保健師及び助産師が全ての家庭を訪問し、妊産婦の健康、疾病予防及び乳幼児の発育、栄養など適切な指導を行うことで不安を軽減し、安心して出産、育児に臨めるように支援を行います。
産後ケア事業（再掲）	こども健康課	ショートステイ（宿泊型）・デイサービス（通所型）・アウトリーチ（訪問型）があり、産後の心身のケアや育児のサポートを提供することで、安心して子育てができるよう支援します。
産後うつ病の早期発見・早期対応のための施策（再掲）	こども健康課	○母子健康手帳交付時におけるメンタルヘルス相談窓口の啓発をします。 ○産科や精神科医療機関との連携による支援をします。 ○母子健康手帳交付時から要支援者（精神疾患の既往者や不安・悩みが強い方）を把握し、産科医療機関との連携による早期支援を実施します。
相談支援体制強化事業（再掲）	こども家庭課	妊娠期から乳幼児期における母子保健機能と児童虐待など子育てに困難を抱えた家庭に対応する児童福祉機能を有するこども家庭センターを設置し、子育てに関する相談窓口を一元化し、個々の家庭に寄り添った切れ目のない一体的な支援を行います。
養育医療給付事業（再掲）	こども健康課	入院が必要な未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行います。

基本 目標	施策	個別事業名	担当課	事業内容
		妊婦のための支援給付事業 (再掲)	こども健康課	子育てサービス等に活用できる「妊婦支援給付金」を支給します。
		助産施設収容措置事業(再掲)	こども家庭課	経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設において助産を行います。
		サポートママ事業(再掲)	保育幼稚園課	出産後や妊娠中に、実家や家族等の支援が望めない母親に、家事や育児の手伝いをするサポート・ママを派遣します。
		マタニティマークとパーキングパーミット制度の普及	こども健康課	妊婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするマタニティマークや、駐車スペースを確保するパーキングパーミット制度を普及し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進します。
		② 乳幼児の健やかな成長を見守り育む環境づくりの推進		
		(i) 育児支援情報の提供や支援		
		育児支援情報の提供	こども健康課	○乳幼児健康診査や相談、育児サークル等において、乳幼児の事故防止に関する具体的な方法についての情報を提供します。 ○地域の子育て情報誌による育児支援情報の提供をします。
		乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) (再掲)	こども健康課	生後2か月～4か月の乳児のいる全ての家庭を対象に、母子保健推進員等が家庭訪問を行い、子育てに関する各種事業等の情報提供や育児相談を行います。
		母子保健推進員事業(再掲)	こども健康課	母子保健に関心のある市民を公募し養成を行い、地域活動として乳児とその保護者を対象に家庭訪問を行い、子育てに関する情報提供や子育てサークル・サロン等への支援を行います。
		子育て世帯訪問支援事業(再掲)	こども家庭課	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行います。
		利用者支援事業(子育て支援センター)	保育幼稚園課	子育て支援センター「ゆめ・ぼけっと」と「つくしんぼう」に専任のスタッフを配置し、保護者の希望に沿った子育て支援事業の利用方法等について案内を行うなど、個別の相談に対応します。また、子育てサークル等の関係機関との連絡調整等を行います。
		サポートママ事業(再掲)	保育幼稚園課	出産後や妊娠中に、実家や家族等の支援が望めない母親に、家事や育児の手伝いをするサポート・ママを派遣します。
		ファミリーサポートセンター事業(再掲)	保育幼稚園課	アドバイザーが子育ての応援をしてほしい人(依頼会員)と子育ての応援をしたい人(提供会員)の組み合わせを行い、保育所、放課後児童クラブ等への送迎や保護者帰宅までの預かりなど、市民同士の相互支援を行います。
		母子保健利用者支援事業(妊産婦の健康相談)(再掲)	こども健康課	○妊娠届出時に、保健師及び助産師による母子健康手帳の使い方、健康診査の必要性、栄養や歯科保健に関する個別指導を行います。 ○出産後も保健師や助産師による個別相談を行います。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		(ii) 保健指導、医療等の提供		
		子育て専門相談室（再掲）	こども健康課	乳幼児健康相談・幼児健診・電話相談・訪問等の結果、ことばの遅れやしつけ等に関して不安や悩みを持つ保護者を対象に医師、公認心理師、言語聴覚士による個別相談を行います。
		乳幼児健康相談事業（再掲）	こども健康課	乳幼児等に対して、身体計測や、育児・栄養・母乳・歯科・ことば等に関して専門職（保健師・助産師・歯科衛生士・栄養士）による個別相談を行い、必要に応じて各専門相談機関等の紹介を行います。また、電話育児相談専用回線を設置し、子育てに関する相談に随時対応します。
		医療体制の充実（再掲）	健康づくり課	○小児救急医療の普及啓発を行います。 ○かかりつけ医を持つことを推進します。
		休日夜間こども診療所運営事業（再掲）	健康づくり課	佐賀市医師会により、休日夜間こども診療所の管理・運営を行います。
		在宅当番医制運営事業（再掲）	健康づくり課	佐賀市医師会により、日曜、休日及び年末年始の診療（初期救急）を行う在宅当番医の運営を実施します。
		病院群輪番制病院運営事業（再掲）	健康づくり課	佐賀市・多久市・小城市の管内で日曜、休日及び年末年始において、入院が必要な救急患者の診療を行うため、二次救急医療機関が輪番で開院します。
		休日歯科診療所運営事業（再掲）	健康づくり課	佐賀市歯科医師会により、休日歯科診療所の管理・運営を行います。
		救急医療情報システム（再掲）	健康づくり課	○佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム「99さがネット」で県内の医療機関、消防機関を結び、救急医療や医療機関の情報を提供します。 ○同システムを活用し、厚生労働省「医療情報ネット」で住民へ医療機能情報・薬局機能情報を提供します。
		③ 幼児教育・保育の質の向上		
		教育・保育施設入所	保育幼稚園課	保護者の就業や産前・産後などの理由により家庭でこどもを保育することができない場合に教育・保育施設において保育を実施します。
		教育・保育施設の一時保育	保育幼稚園課	保護者の急病や冠婚葬祭、出産、育児疲れなど、緊急・一時的に家庭でこどもの保育が困難となった場合に、教育・保育施設において保育を行います。
		ゆめ・ぼけっとの一時託児	保育幼稚園課	○子育て支援センター「ゆめ・ぼけっと」内の託児室で、3時間を上限に就学前のこどもを預かります。 ○求職活動や街中でのリフレッシュなどに利用することも可能です。
		教育・保育施設の延長保育	保育幼稚園課	保護者の就労等のため、通常の保育時間を超えて保育を必要とする児童について、通常の保育時間の前後に延長保育を行います。
		幼稚園・認定こども園での預かり保育	保育幼稚園課	幼稚園、認定こども園の在園児を対象に、教育時間終了後、土曜日及び長期休暇中の預かり保育を行います。
		認可外保育施設支援事業	保育幼稚園課	認可外保育施設に対し、児童や職員健康診断に要する経費や運営費の一部を補助します。
		保育所地域活動事業	保育幼稚園課	保育所（園）、認定こども園において、小学校低学年児童の受け入れ事業を行います。

基本 目標	施策	個別事業名	担当課	事業内容
		病児・病後児保育	こども政策課	保護者が、病気やけがをしたこども（2か月～）を自宅で世話することが困難な場合に、小児科医に併設した病児・病後児保育室で一時的にこどもを預かります。
		保育士等の職員向けの研修事業	保育幼稚園課	○市内の教育・保育施設等に勤務する保育士等を対象とした研修会を実施し、保育の質の向上を図ります。 ○潜在保育士及び保育業務に関心のある方の就労気運の向上を図るための研修会を実施します。
		利用者支援事業	保育幼稚園課	保育幼稚園課窓口にて専任のスタッフを配置し、保護者の希望に沿った教育・保育施設や事業の案内を行うなど、個別の相談に対応します。
		幼保小の接続期における教育推進事業	保育幼稚園課	幼稚園・保育所・認定こども園から小学校へ入学する際に、なめらかな移行ができるよう、接続期における育ちや学びの連続性を確保するシステムの充実を図ります。また、食育を推進し、食に関する意識を高め、健やかなこどもの成長につなげます。
		乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育幼稚園課	0歳6か月～満3歳未満で、保育所等に通っていないこどもが、月一定時間まで保育施設等に通園できます。
		④ 配慮を必要とするこどもへの支援		
		妊産婦、子育て世帯、こどもに関する相談（再掲）	こども家庭課	○令和7年4月に開設したこども家庭センターでは、妊娠・出産、子育てまで切れ目なく支援を行い、個々の家庭に応じた支援を提供します。 ○市民が気軽に相談できるよう相談窓口の周知に努めます。
		相談支援体制強化事業（再掲）	こども家庭課	妊娠期から乳幼児期における母子保健機能と児童虐待など子育てに困難を抱えた家庭に対応する児童福祉機能を有するこども家庭センターを設置し、子育てに関する相談窓口を一元化し、個々の家庭に寄り添った切れ目のない一体的な支援を行います。
		養育支援訪問事業（再掲）	こども家庭課	家庭養育上支援の必要な家庭に対し、こども家庭支援員等が訪問し、適切な養育に関する支援や助言等を実施します。
		子育て世帯訪問支援事業（再掲）	こども家庭課	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行います。
		要保護児童等の見守り体制の構築（再掲）	こども家庭課	○要保護児童等に関する状況把握に努めるとともに関係機関（児童相談所、教育・保育施設、小中学校、民生委員児童委員、医療機関、警察等）との情報共有、連携協力を図りながら見守り体制の構築に努めます。 ○地域の民間団体等を活用した訪問支援を行います。
		要保護児童対策地域協議会開催事業（再掲）	こども家庭課	要保護児童対策のために、関係機関による必要な情報交換や援助方針、役割分担に関する協議を行います。
		障がい児保育事業（再掲）	保育幼稚園課	保育を必要とし、日々通園できる障がい児を保育園、認定こども園、地域型保育施設において受け入れます。
		発達障がい者等相談支援事業（再掲）	こども健康課	発達障がいに関連する相談を受け、外部機関と連携しながら就学・就労に向けた支援や生活全般に係る支援等を行います。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		発達障がい児相談室 (ひまわり相談室) 運営事業 (再掲)	学校教育課	発達障がいのあるこどもが、安心して生活できる環境づくりを学校・家庭とともに考えていくため、学校における支援が必要となる児童生徒を対象として、「ガイダンス相談」「来室相談」「電話相談」「検査実施」の相談業務を行うことにより、本人の困り感を減らし、学校生活への適応を図ります。
		発達障がい者及び家族支援事業 (再掲)	こども健康課	発達障がい児の保護者を対象とした前向き子育てプログラムや、一般向けの講演会を実施し、保護者の子育ての不安軽減を図ります。
		児童発達支援事業 (再掲)	こども健康課	自閉スペクトラム症等の発達障がいと診断された未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作、集団生活への適応を目的とした療育支援を行います。
		親子教室 (再掲)	こども健康課	発達障がいの疑いのあるこどもとその保護者を対象に、遊びを通じた関わりの中でこどもの特性への理解を深め、親子の適切な関わり方を学ぶ教室を実施します。
		特別な支援を必要とする就学前のこどもの相談	保育幼稚園課	○教育・保育施設からの要望に応じ、特別な支援を必要とする乳幼児について巡回を行い、保育者に対し乳幼児一人ひとりに応じた特別支援教育のあり方や、対応の仕方などについて助言します。 ○保護者からの就学に関する相談に対し、関係機関と連携しながら保護者・就学予定者とともに学校見学を行い、よりよい就学につなげます。
		就学前児童特別支援教育推進事業	保育幼稚園課	特別な支援を必要とする乳幼児が、円滑に就学できるよう、特別支援教育相談員の配置等を行い、きめ細かな対応を行います。
		子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) (再掲)	こども家庭課	○保護者の疾病や出産、育児疲れ等の理由で家庭での養育が困難となった場合に、児童福祉施設等において一時的にこどもを預かります。 ○児童福祉施設に専従職員を配置し、事業の利用調整や啓発、利用家庭の相談支援を行い、保護者が安定して利用することができるよう専用居室を確保します。
8 学童期・思春期の支援				
① 自ら考え、行動し、生きる力を身につける教育の推進				
		英語指導助手派遣事業	学校教育課	英語によるコミュニケーション能力向上や国際理解を深めるために、小学校3～6年生及び中学校の全クラスに英語指導助手 (ALT) を配置します。
		ICT を活用した英語教育検証事業	学校教育課	英語でのコミュニケーションへの意欲や国際理解への興味・関心を高めるために、1人1台パソコンを活用した1対1でのオンライン英会話や AI 英会話を試験導入します。
		教育用情報機器整備事業	学校教育課	市立小中学校に教育用情報機器 (児童生徒1人1台パソコン、電子黒板、無線 LAN アクセスポイント等のネットワーク機器) を整備し、その利活用を支援することで、一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現し、多様な児童生徒を誰一人取り残すことのない教育を目指します。

基本目標	施策	個別事業名	担当課	事業内容
		到達度等調査研究事業	学校教育課	こどもたちの学校への適応状況及び学習した内容の到達度や定着度を把握します。あわせて個に応じた適切な指導を行い、学校の指導方法の改善・充実に生かすことを目的として、小学校・中学校の各段階において各種調査を行います。
		放課後等補充学習支援事業（再掲）	学校教育課	中学校において、学習内容や学習習慣の定着が十分に図られていない生徒のため、地域の人材等を活用し、放課後や長期休業中に補充学習を行うことにより、基礎学力の定着と学習習慣の確立を図ります。
		教科等研究会研究委託事業	学校教育課	教職員の実践的指導力の向上のため、教科等研究会各部会での研究を推進し、指導方法の改善・充実に努めます。
		教育研究所運営事業	学校教育課	○市が直面している喫緊の教育課題に対する改善策の研究と、校内研修・個人研究支援のため、佐賀市教育研究所に研究所員会を組織します。 ○教職員の研究意欲の高揚及び教育活動の活性化を図るため、個人やグループによる応募を奨励・支援します。
		学校マネジメント支援事業	学事課	学校の独自性を高める教育活動を支援するため、各学校から申請を受け付け、教育委員会で採択した事業に対して経費を支援します。
		教員業務支援員配置事業	学校教育課	教師の負担軽減を図り、より児童生徒への指導や教材研究等に注力ができるよう、教員業務支援員を配置します。
		コミュニティ・スクール推進事業（再掲）	教育総務課	保護者や地域住民が学校運営に参画できるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に取り組み、地域と学校が目標やビジョンを共有し、一体となった活動を行います。
		キャリア教育推進事業（再掲）	学校教育課	○地元商工団体や産業界等からなる NPO 法人鳳雛塾との共同で、キャリア教育を進めます。 ○小学生が地元商店街等で商売を体験する「キッズマーケット」、憧れの職業について聞く「職業人にインタビュー」、中学生がいろいろな職場で活動する「職場体験学習」を核とした授業を実践し、地域社会と連携・協働することにより、職業に関する知識や技能、望ましい職業観や勤労観を身につけ、主体的に生きる態度を育てます。
		子どもの発明力・創造力共育事業（再掲）	教育総務課	○創造性豊かなこどもを育成するため、佐賀商工会議所や市内企業と連携し、公益社団法人発明協会と共催で「佐賀市少年少女発明クラブ」を運営します。 ○小学4年生から中学3年生までの児童生徒が、年間30回程度それぞれのアイデアを生かしたものづくりに取り組みます。
		早稲田・佐賀 21 世紀子どもプロジェクト（再掲）	教育総務課	○早稲田大学との連携により、21 世紀の日本を担う人材の育成を図ります。 ○市内在住の中学生を対象とした出前講座や教職員講座、大隈重信をテーマにしたスピーチコンテスト等を開催することにより、こどもたちが大隈重信やふるさと佐賀への理解を深め、郷土のよさを見直す機会や、教職員の資質向上の機会を提供します。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		学校給食食材の地場産品導入による食農教育の推進	学事課	学校給食に地場産品を導入することで、児童生徒が給食を通して、特有の風土の中で培われた食文化や、農業をはじめとする地域の産業への理解を深め、生産者への感謝の心を育てることにつなげます。
		山村留学助成事業	学校教育課	地域全体で子どもたちを見守り、育てていく意識の醸成を図ることで、受け入れ側の児童も含めた教育効果と北山東部小学校区域の活性化を図ります。
		ふるさと学習支援事業(再掲)	学校教育課	佐賀市の豊かな自然・貴重な歴史・文化・市民の役に立つ公共施設を学ぶための見学・体験活動を推進・支援し、子どもたちに、ふるさと「さが」を愛する心を育みます。
		生徒会活性化事業(再掲)	教育総務課	○佐賀市教科等研究会特別活動部会との協働で、生徒会役員リーダー研修会を開催し、対話を通して、目的を共有し、合意形成を図ることができる生徒のリーダー性を伸ばします。 ○生徒会が主体的に自校の活性化案を見だし、企画・発信を行う学校活性化促進プログラムを実施します。
		児童生徒用図書整備事業	学校教育課	図書資料の購入や図書館蔵書情報をデータベース化するとともに、市立図書館とのネットワークを構築し、学校間及び市立図書館の図書資源の共同利用化を推進し、学校図書館の充実を図ります。
		② いじめや問題行動への対策と不登校の子どもへの支援		
		教育に関する悩みやいじめ、不登校などの悩み電話相談	学校教育課	こどもの教育全般(教育問題、学校生活、不登校、いじめ、非行など)に関する相談に専門の相談員が対応します。
		教育用情報機器整備事業(再掲)	学校教育課	市立小中学校に教育用情報機器(児童生徒1人1台パソコン、電子黒板、無線LANアクセスポイント等のネットワーク機器)を整備し、その利活用を支援することで、一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現し、多様な児童生徒を誰一人取り残すことのない教育を目指します。
		学校問題解決サポート事業	学校教育課	児童生徒の問題行動や保護者の相談等に対応するため、関係機関との連携を図り、チームで対応する体制を整え、効果的な解決を図ります。
		不登校対策事業	学校教育課	不登校児童生徒への支援の対策拠点として教育支援センター「くすの実」を設置し、学校・家庭・その他の関係機関と連携を図りながら、常に児童生徒や保護者に寄り添い、児童生徒の自立に向けて指導・支援を行うとともに、こどもの居場所や多様な学びの場を提供します。また、サポート相談員を家庭や学校に派遣し、不登校児童生徒及び家族の支援を行う。

基本目標	施策	個別事業名	担当課	事業内容
		不登校児童生徒支援事業	学校教育課	市立小中学校に在籍する不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対し、別室対応支援員による校内教育支援センターでの自主学習・生活の支援や、自宅での ICT 等を活用した学習支援など多様な学びを提供するとともに、家庭を訪問し、悩みや相談を聞いたり、生活空間を広げたりすることにより、児童生徒の社会的な自立を目指します。
		スクールカウンセラー活用事業（再掲）	学校教育課	○全ての市立小中学校に臨床心理士等からなるスクールカウンセラーを配置し、悩みを抱える児童生徒や保護者の教育相談に応じます。 ○校内研修などで、講話・演習等を依頼し、教職員のカウンセリング能力の向上に努めます。
		こども SOS カードの配布（再掲）	こども家庭課	こども自身が困っていること、悩んでいること等を電話などで相談できるよう「こども SOS カード」を作成・配布します。（対象者：小学4～6年生・全中学生）
		子ども・若者支援事業（再掲）	社会教育課	○まなざし育成委員による街頭見守り活動を実施します。 ○子ども・若者支援専門官によるインターネット内の見守り活動やこども電話・面談・メール相談を行います。 ○ニート、ひきこもり、不登校等の困りごとを抱えるこども・若者（40歳未満）やその家族からの相談に対応するとともに、必要に応じて訪問支援、講座、教室等を実施し、学校復帰や社会復帰に向けて支援します。
		③ こどもや若者の視点に立った多様な居場所づくり		
		こどもの居場所づくり事業（再掲）	こども政策課	全てのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、地域コミュニティの中で育つことができるよう、食事の提供や学習の支援、多世代交流等を行う居場所づくりを推進します。
		放課後子ども教室（再掲）	社会教育課	学校の空き教室や公民館等を活用し、地域の方々の参画を得て、放課後や週末等における安全・安心な活動拠点を設け、地域との多様な交流、体験活動などを実施することにより、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健康やかに育まれる環境づくりを推進します。
		放課後児童クラブ（再掲）	こども政策課	保護者が就労等により放課後家庭にいないことが常態である小学校に就学している児童の放課後や長期休業中の居場所を確保することを目的として放課後児童クラブを実施します。
		放課後児童クラブ等整備事業（再掲）	こども政策課	○既存施設の設備等の機能強化を図るとともに、受皿拡大に向けて実施場所となる施設の改修や新設などについて検討するなど、放課後児童クラブ個別施設計画に基づき整備を進めます。 ○整備にあたっては、待機児童がいる校区を優先的に受け入れ数の拡大を図るとともに、受け入れ態勢の整った校区から順次受け入れ学年の拡大を図ります。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		障がい児学童保育事業(再掲)	こども政策課	金立特別支援学校・大和特別支援学校に通う児童生徒(小1～高3)のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童生徒を、放課後に児童クラブで受け入れ預かります。
		児童遊園、児童広場の環境整備(再掲)	緑化推進課	児童遊園地・児童広場の清掃や維持管理、定期的なパトロールや施設の点検等を行い、公園施設を良好な状態に保持します。
		児童センター事業(再掲)	こども政策課	来館する児童への遊びの指導及び行事・講座を実施して、こどもたちにさまざまな体験の機会を与え児童の健全な発達を支援します。
		児童センター等整備事業(再掲)	こども政策課	既存施設の設備等の機能強化を図るとともに、施設の老朽化により統合及び新設を必要とする児童センターについて検討するなど、児童センター及び児童館個別施設計画に基づき整備を進めます。
		図書館運営事業(再掲)	図書館	図書館資料の貸出・返却・蔵書管理・予約等の業務を適正に遂行し、利用者にとって利便性の高い信頼されるサービスを提供することにより、図書館を快適に利用できるような環境を提供します。
		青少年センター管理運営事業(再掲)	社会教育課	青少年に学習と憩いの場を与え、心身ともに健全な青少年を育成します。
		公民館管理運営事業(社会教育事業)(再掲)	社会教育課	社会教育活動の拠点として、公民館等での地域におけるさまざまな交流、学習の機会を提供していきます。
9 若者への支援				
① 若者が自ら希望するライフコースを選択できる環境づくり				
		夜間労働相談	経済政策課	昼間に時間がとれない方を対象に、社会保険労務士が無料で夜間の労働相談に応じます。
		働きやすい職場環境の実現に向けた啓発(再掲)	経済政策課	○事業所へ送付する広報誌「労政だより」の発行(1年間に4回発行予定)などを通して雇用主へ子育て支援の一環として働きやすい職場環境の実現を呼びかけます。 ○ひとり親家庭等の親を雇用した事業主を対象とした支援制度等の周知や利用の啓発を行います。 ○「労政だより」については、紙からデータに変更し配布予定です。
		企業改革支援事業(再掲)	経済政策課	市内事業者が「働きやすさ」と「働きがい」を両立した職場環境づくりに取り組むことで、柔軟かつ安心して働ける制度・環境と意欲的に働ける組織文化の構築を推進します。
		家庭(家事・育児・介護等)におけるジェンダー平等の促進(再掲)	男女共同参画課 人権・同和政策課	○家庭でのジェンダー平等を推進するため、特に男性の家事・育児・介護等への積極的な参加を促し、家庭内での固定的な性別役割分担の見直しと協働による家庭づくりを推進します。

基本 目標	施策	個別事業名	担当課	事業内容
		奨学金返還支援	企画政策課	若者の活躍を応援するため、奨学金の貸与を受けて大学等を卒業し、市内企業等で1年以上勤務している若者に対し、奨学金返還額の一部を支援します。
		結婚新生活応援事業	企画政策課	結婚新生活における家賃・引越費用等の負担を軽減し、結婚生活の質の向上を後押しすることで、希望するライフコースを歩める環境づくりを応援します。
		プレコンセプションケアに関する普及啓発（再掲）	こども健康課	将来の妊娠や出産を見据え、性別を問わず若い世代から自分の体や生活を大切にすることの重要性を伝えるため、プレコンセプションケアの啓発に努めます。
		② 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援		
		子ども・若者支援事業（再掲）	社会教育課	○まなざし育成委員による街頭見守り活動を実施します。 ○子ども・若者支援専門官によるインターネット内の見守り活動やこども電話・面談・メール相談を行います。 ○ニート、ひきこもり、不登校等の困りごとを抱えるこども・若者（40歳未満）やその家族からの相談に対応するとともに、必要に応じて訪問支援、講座、教室等を実施し、学校復帰や社会復帰に向けて支援します。
		こころの相談（再掲）	健康づくり課	○市民が自らこころの状態をチェックできるツールとして「こころの体温計」をホームページ上に公開します。 ○自殺対策、うつ予防など心の健康づくり対策の一環として、市報や「労政だより」等を活用した広報を実施します。 ○メンタルヘルス研修会や自殺予防週間（9月）、自殺予防対策強化月間（3月）に関連するキャンペーンを実施します。
		悩みを抱えるこどもへの支援（再掲）	こども家庭課	不安や孤独な気持ちを抱えながらも誰かに相談したり、うまく気持ちを伝えられないこどものいる家庭等へ専門の支援員が訪問し、こどもの悩みや思いを傾聴し、こどもが気軽に相談できる関係づくりに努めます。
		自殺者の減少を図るための施策（再掲）	健康づくり課	○ストレスやメンタルヘルスに対する正しい知識の啓発や、メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」で自らのストレス状態を把握し、医療や相談機関につながるための情報提供を推進します。 ○自殺のサインに気づき、必要な支援や相談につなげるゲートキーパーを養成します。 ○こども、若者の自殺対策や女性の自殺対策の推進を行います。 ○相談窓口（電話、SNS、来所）の周知啓発を行います。 ○関係部署及び関係機関とのネットワークを強化します。

基本 目標	施 策	個別事業名	担当課	事業内容
		③ 若者が成長し、活躍できるまちづくり		
		経営支援・創業支援	経済政策課	○経営者や創業希望者を対象に、佐賀市産業支援相談室の中小企業診断士が無料で相談に応じます。 ○創業支援セミナーの開催や、経営課題解決に向けたデジタル化・DXの推進など、個々のケースに応じた伴走支援を行います。
		クリエイティブ人材育成事業	経済政策課	共に学び実践力を身につける講座「CREATIVE LINK SAGA」などにより、産学官民が連携し若者の成長と市内企業の発展を推進します。
		若者が働きたいと思う企業の誘致	企業立地課	多様な企業を誘致することで、若い世代が「佐賀で働き、暮らす」選択肢の拡大に努めます。
		大学との連携	企画政策課	大学と相互に協力・連携を行い、地域の活性化に貢献するとともに、未来を担う地域人材の育成につなげます。

佐賀市こども計画

令和8年3月

発行 佐賀市 こども未来部 こども政策課

〒840-8501 佐賀市栄町 1 番 1 号

TEL : 0952-40-7293
